

哲学歴史学科日本史コース

戦後における大阪土地建物株式会社の経営転換

― 飛田遊廓の売却と企業買収の関係を中心に ―

文学部 二〇二五年度

ABA22031

おくの てんた

奥野 天太

目次

はじめに

第一節	研究の概要と目的	1
第二節	先行研究の検討	1

第一章 戦前の大土地

第一節	戦前の大土地の沿革と飛田遊廓	3
-----	----------------	---

第二章 営業報告書から見る戦後の大土地

第一節	分析の視座と方法	5
第二節	戦後第Ⅰ期「戦後復興期の経営」	5
第三節	戦後第Ⅱ期「賃貸料統制期」	6
第四節	戦後第Ⅲ期「旧飛田遊廓地売却・業態転換期」	8
第五節	総括	9

第三章 土地台帳から見る戦後の旧飛田遊廓地

第一節	調査の概要と手法	11
第二節	土地台帳・住宅地図の分析	11
第三節	総括	13

第四章 阪上信章とその一派の人物像

第一節	分析の前提と史料	15
第二節	阪上系役員の人物分析	15
第三節	総括	16

第五章 阪上信章社長主導下の大土地による他社株の買い占め

第一節	関西経済界を騒がせた阪上信章	18
第二節	株式買い占めの経済的・法的条件	18
第三節	十合株買い占めについて	20
第四節	新内外綿株買い占めについて	23
第五節	杉村倉庫株買い占めについて	24
第六節	大阪製鎖造機株買い占めについて	25
第七節	大土地が依頼した仲裁人と阪上との関係	26
第八節	総括	27

第六章 旧飛田遊廓地はなぜ売却されたのか

第一節	インフレによる苦しい経営実態	28
第二節	阪上らによる経営判断	28
第三節	旧飛田遊廓地の売却金の行方	29
第四節	総括	30

おわりに

第一節	内容の要約	32
第二節	研究の意義	32
第三節	今後の課題	33

註

参考文献

図表編

はじめに

本章では、まず第一節において本稿の研究概要と研究目的を述べ、第二節で先行研究を紹介する。

第一節 研究の概要と目的

(1) 研究の概要

本稿では、戦後の大阪土地建物株式会社（以下、大土地と呼称）を対象とし、営業報告書や有価証券報告書などの一次史料を用いて、大土地の戦後における営業状況について分析を行う。

具体的には、大土地の主要資産であった飛田遊廓の土地建物が、いかなる経緯で現金や有価証券へと転換されたのか、その収支構造の変化に着目して検討を加える。また、旧飛田遊廓地の土地台帳を精査し、土地所有権の移動を詳細に追跡する。この作業を通じて、旧飛田遊廓地の売却と、同時期に進行していた同社による他社株の買い占めという二つの事象が決して無関係ではなく、資金面とタイミングにおいて密接に連動していた事実を実証的に明らかにする。

(2) 研究の目的

本研究の目的は、大きく分けて二点ある。

第一に、研究史上の空白期間となっていた戦後の大土地について、営業報告書を起点とした経営分析を行い、同社が旧飛田遊廓地を手放すに至った経緯を企業経営の動態に即して解明することである。

第二に、従来は別個の文脈で語られることの多かった「土地会社所有型遊廓の売却過程」と「戦後の企業乗っ取り事件」を、相互に影響し合う不可分な事象として捉え直すことである。両者の関連性を実証するこ

とで、遊廓史研究と企業史研究の双方に跨がる横断的な視座を提示することができよう。

第二節 先行研究の検討

(1) 一九三〇年代までの大土地に関する先行研究と残された課題

一九三〇年頃までの大土地に関しては、酒井隆史『通天閣―新・日本資本主義発達史』や、橋爪紳也『大阪モダン 通天閣と新世界』などの先行研究が存在する。しかし、これらはいずれも新世界の経営史という視座から論じられており、大土地が飛田遊廓の土地建物所有者であるという側面については、管見の限り深く言及していない。

また、大土地の当時の社長であった上田忠三郎や役員の古田敏夫が序文を寄せている徳尾野有成『新世界興隆史』（以下、興隆史とする）は、「大新世界の姿を顕現し得」ることを目的に刊行されたものである。同書の緒言には「著者自ら懷疑の念を避け難きものもあります」「文献の見るべきもの甚だ乏しく伝説亦た多岐に渉るもの多く」と記されており、内容の真偽については慎重な扱いを要する。これはある種の謙遜とも捉えることができるが、史料としての正確性には疑問が残る。酒井や橋爪の研究の要所で同書を論拠としていることを踏まえると、『興隆史』のみに依拠した分析は一元的な視点に陥る危険性を孕んでいる。加えて、『興隆史』はあくまで新世界を中心とした記述であるため、飛田遊廓に関しては、開業に際しての石見町筋（現在のジャンジャン横丁）の開通や、本社移転に関する記述にとどまっている。そのため、大土地が飛田遊廓の土地建物所有者となった一九二〇年代後半以降の史料は乏しく、近年まで十分な検討がなされてこなかった。

(2) 一九三〇～一九四五年までの大土地に関する先行研究と本稿の位置づけ

こうした状況に対して、益田笑風「土地会社の経営・開発と『新境界』―大阪土地建物・阪南土地建物の営業報告書から―」（以下、益田論文とする）は、大土地および飛田遊廓の当初の所有者であった阪南土地建物株式会社の営業報告書（神戸大学経済経営研究所所蔵）を用いて分析を行った。

益田論文は『興隆史』以外の一次史料を用いた初の本格的な研究であり、創業期における新世界の開発から、経営不振による資産売却を経て、阪南土地との合併以降は飛田遊廓からの賃貸収入へ依存するに至った収支構造の変遷を実証的に解明した。加えて、大土地が貸座敷免許地の提供と引き換えに阪南土地の株式の過半数を獲得し、飛田遊廓地の土地建物からの賃貸収入を主要な収益源として確立させた資本形成のプロセスを明らかにした点は高く評価される。

しかしながら、益田論文においても大土地の戦後史については分析の対象外とされており、戦後は依然として先行研究が存在しない空白期間となっている。

そこで本稿では、第一章において益田論文を踏まえて、戦前の大土地について概観した上で、第二章・第三章において戦後の営業報告書と土地台帳を用いた分析を行う。さらに第四章から第六章では、役員の人物像や十合の営業報告書など、従来の枠組みを超えた視点から分析を行い、戦後の大土地の経営実態とその変化を、経営陣が行った旧飛田遊廓地売却や、会社乗っ取り問題を検討する形で俯瞰的に解明する。

第一章 戦前の大土地

第一節 戦前の大土地の沿革と飛田遊廓⁽¹⁾

本章では、次章以降の分析の前提として、益田論文によって明らかにされた大土地の戦前史の全貌を整理し、大土地と飛田遊廓の関係についても確認する。なお、本節では先行研究である益田氏の研究成果をもとに、戦前における大土地の沿革を概観するが、本稿の主題は戦後の経営転換にあるため、新世界経営時代の詳細については簡略化して述べる。

(1) 新世界の土地建物所有者としての大土地

大土地の起源は、一九〇三年に開催された第五回内国勧業博覧会跡地の開発に遡る。博覧会閉幕後、跡地は陸軍用地として数年間接収下に置かれたが、一九〇九年に東半分は天王寺公園として開業した。残る西半分の用地については当初、所有者の大阪市は民間へ売却する予定だったが、一九一〇年になって市財政の好調から、所有を継続しつつ貸与する方針へと変更された。

一九一一年一月、宮崎敬介らが土地会社の創立事務所を立ち上げ、博覧会用地の西半分を賃借して店舗や劇場を建設し、家賃収入を得るという計画内容の願書を当該地の所有者である大阪市に提出した。同年七月二六日、土居通夫を社長とし、宮崎敬介や高倉藤平などを取締役として大阪土地建物株式会社が設立された。

一九一二年七月、新世界の第一期工事が完成し開業を迎えたが、明治天皇崩御による自粛ムードと不景気が重なり、営業成績は振るわなかった。その後、営業成績の改善のためルナパークの運営形態を直営から賃貸へ変更し、第二期工事を完了させたが、今度は明治天皇の皇太后崩御や第一次世界大戦の勃発により、苦しい経営は続いた。

転機となったのは、一九一五年七月の「小雪倶楽部」の開業である。

「小雪倶楽部」は警察の許可を得た雇仲居（やとな）であり、これを契機に酌人営業が公認され大正芸妓が急増し、新世界は当初のファミリー向け施設から、花街としての性格を強めた大人向けのアミューズメントパークへと変貌を遂げた。

(2) 飛田遊廓の土地建物所有者としての大土地

一方、飛田遊廓における当初の開発を担ったのは、一九一六年八月二五日に設立された阪南土地建物株式会社（以下、阪南土地と呼称）である。一九一二年一月一六日、「ミナミの大火」と呼ばれる大火事で南地五花街遊廓の一部であった難波新地が焦土と化した。その難波新地の代替地として天王寺村字堺田、稲谷、東松田、西松田の一部が貸座敷免許地に指定された⁽²⁾ことを契機に阪南土地は設立された。同社は一九一六年八月に初代取締役に難波新地貸座敷総代だった上田忠三郎らを置き、同年九月には大土地から土地の提供を受け、その見返りとして大土地が阪南土地株式の過半数を取得した。

一九一八年一二月、飛田遊廓の開業に伴い、飛田へ通じる石見町筋（現在のジャンジャン横丁）が大土地によって開通され、翌年から大土地は阪南土地から初の配当金を受領し、こうした内容を中心とした飛田遊廓への事業展開が営業報告書にも明記されるようになった。

飛田遊廓に関与するようになった大土地は一九二〇年下期からは新世界の土地建物の売却を開始し、一九二六年一〇月二一日には阪南土地を合併した⁽³⁾。これにより、大土地の収入構造は新世界の土地建物に基づく賃貸収入から、新世界の土地建物売却益と飛田遊廓による賃貸収入へとシフトした。

一九三一年には新世界の土地建物の大半を当時の使用者に払い下げる

ことが決定し、一九三八年には通天閣を売却して新世界から完全撤退した。こうして大土地は、飛田遊廓の土地建物を所有し、その賃貸収入に依存する企業へと変貌したのである。

(3) 地代家賃統制令下の大土地

戦後の大土地を考察する上で重要となるのが、地代家賃統制令である。一九三九年一〇月二〇日に施行されたこの勅令は、国家総動員法に基づき地代・家賃の値上げを統制するものであった⁽⁴⁾。戦時中の物価上昇にもかかわらず、地代家賃の値上げが不可能となったため、飛田からの賃貸収入を主要な収益源としていた大土地は苦境に立たされた。土地建物や施設等の売却により戦時中を凌いだものの、本稿の分析が示す通り、この収益構造の硬直性は戦後においてもなお、同社の経営を拘束し続ける構造的要因となったことが明らかとなった。

(4) 戦前の大土地総括

戦前の大土地の収入構造は、新世界の開発と賃貸から始まり、経営不振による新世界の土地建物売却、そして阪南土地合併による飛田遊廓の賃貸収入への依存という変遷を辿った。そして、大土地は貸座敷免許地に指定された地域一帯の土地を所有しており、阪南土地に当該土地を提供することで阪南土地の株を取得していた。益田論文が、これら二点を実証的に明らかにした意義は極めて大きい。

また、益田論文では言及されていないが、大土地の飛田遊廓に対する立場は特筆すべき事項としてあげられる。営業報告書やその他の史料を確認する限り、賃貸収入への依存はあったが、大土地が遊廓の経営自体に干渉した記録は見当たらない。一方で『新世界興隆史』や『大阪府市

名譽職大鑑』によれば、一九三四年時点で「飛田遊廓組合」が存在し、中川藤三郎なる人物が取締役を務めていたことが確認できる⁽⁵⁾。したがって、遊廓の経営自体は組合が取り仕切り、大土地はあくまで土地建物の賃貸業を営む不動産業者という立場を堅持していたと結論付けられる。

次章では、益田論文では検討されていない第六九回（昭和二〇年下期）以降の営業報告書を用いて、戦後の大土地の動向について分析を行う。

第二章 営業報告書から見る戦後の大土地⁽⁶⁾

第一節 分析の視座と方法

(1) 史料の概況

本章では、大土地の第六九回から第七八回営業報告書（一九四五年一月～一九五一年五月）を対象に分析を行う。

なお、対象期間中の営業報告書には、戦後の混乱期特有の変則的な期間設定が見られる。後述する「会社経理応急措置法」の適用により、第七一回は一九四六年六月一日から同年八月一日（約二ヶ月）、第七二回は同年八月一日から一九四八年七月三十一日（約二年）といったように、決算期間が一定ではない。また、第七〇回営業報告書（一九四五年一月一日～一九四六年五月三十一日）については、主要な参照先である神戸大学経済経営研究所の所蔵から欠落しているため、前後期の記述から推察可能な範囲で補完する。

(2) 時期区分

本稿では、戦後の大土地の経営動向を捉えるため、益田論文の時期区分（第一期～第八期）に続く形で、以下の通り戦後第一期から戦後第三期を設定したい。

戦後第一期①（戦後復興期・前期）…一九四五年一月～一九四六年八月（第六九回～第七一回）

戦後第一期②（戦後復興期・後期）…一九四六年八月～一九四八年七月（第七二回）

戦後第二期（賃貸料統制期）…一九四八年八月一日～一九五〇年五月（第七三回～第七六回）

戦後第三期（旧飛田遊廓地売却・業態転換期）…一九五〇年六月～（第七七回）

第二節 戦後第一期「戦後復興期の経営」（戦後第一期…一九四五年一月～一九四八年七月）

(1) 戦後第一期①（戦後復興期・前期）…一九四五年一月～一九四六年八月（第六九回～第七一回）

終戦直後の大土地は、諸物価の急激な高騰により諸経費が著しく増加する困難な状況にあった。一方で、空襲被害を免れた経営家屋には空き家が全くない状況であり、旺盛な賃貸需要が存在していたことが確認できる。

この時期の経営に大きな影響を与えたのが、政府による戦後処理策である。一九四六年六月（第七一回）から大土地は会社経理応急措置法の適用を受け、決算期間の変更を余儀なくされた。同法は、政府による戦時補償打ち切りに伴う企業の連鎖倒産を防ぐため、企業会計を「新勘定（事業継続に必要な資産）」と「旧勘定（戦時補償打ち切り損失など）」に分離し、再建を図るものであった⁽⁷⁾。

(2) 戦後第一期②（戦後復興期・後期）…一九四六年八月～一九四八年七月（第七二回）

第七二回（一九四六年八月～一九四八年七月）は、会社経理応急措置法の適用下にあった約二年間の長期決算である。

一九四六年九月、ポツダム勅令として地代家賃統制令が再施行され、家賃統制額が緩和されたため、家賃をそれまでの二・五倍に増額した。しかし急激なインフレ率には追いつかず、実質的な収益改善には至らなかった⁽⁸⁾。大土地は一部、土地建物の売却などで経営努力を続けたが、諸税の増加も相まって業績は低迷した。またこの時期には、理由は不明だが、取締役の木村敬二郎が辞任している。

また、大土地は会社経理応急措置法の適用除外申請（一九四六年九月七日）を行ったが、同年一月一日付で不認可となっている。同法の除外要件（資本金が二〇万円未満である、戦時補償請求権がない等）に対して、当時の大土地は資本金五〇〇万円であり、かつ戦時補償特別税の計上が見られることから請求権も保持していたため、除外申請が認可されなかった理由は明白である。さらには同法施行の三週間以内に除外申請を行わないと受け付けないと規定されていたため、もし除外規定の範囲にあったとしても申請は認可されなかったことは確実である。同法は、本来受けるはずだった戦時補償打切りによる連鎖倒産を防ぐための救済措置であるが、指定を受けると経理区分が凍結されるなどの制約を受けるため、大土地はその適用を回避すべく除外申請を行ったと考えられる。しかし結果として不認可となり「特別経理会社」に指定された。その結果、戦時補償特別税などによる損失計約一八六万円を計上することとなったが、大土地はこれを積立金の取り崩しおよび資産処分益金によって全額補填し、特別損失処理を完了させた。これは同社が株主や債権者に負担を転嫁することなく、自社の資産のみで戦後処理を乗り切るだけの体力を有していたことを示している。⁹⁾

（3）小括

戦後第一期の小括を行う。当期間の大土地は地代家賃統制令の制約により賃貸料の回収に期待ができず、また戦後のインフレにより物価が高騰したため苦しい経営を続けた。その一方で戦争の終結により営業再開する店舗が増えたことで空き家も全くない状況だったため、一定の賃貸収入は確保することができていた。しかし、経営上不足な分は土地建物を売却することで補っていた。

さらには会社経理応急措置法の適用により決算回期の変更や株主配当金が無配になるなど、異例の事態が続いた期間だった。

第三節 戦後第Ⅱ期「賃貸料統制期」（一九四八年八月～一九五〇年五月）

（1）営業上のトピックと組織の変化

一九四八年後半から一九五〇年にかけて、大土地の組織体制に変化が生じ始めた。

一九四八年一〇月九日の第七三回株主総会において松本寅吉が取締役に選任され、同月二二日に登記が完了した。さらに一九四九年一二月二七日の第七五回株主総会において定款の営業目的に従来の「土地建物の売買賃貸借及びその利用経営」に加え、「並びにこれが附帯業務」の一文を追記することが決定された。同時に阪上信章が取締役、阪上忠雄が監査役に選任され、一九五〇年四月一九日に登記が完了した。これは、戦前から固定化していた経営陣に、初めて外部からの新規参画があったことを意味する。

一九五〇年五月一日（第七六回）には、本社を飛田遊廓内から浪速区恵美須町一丁目一番地へ移転し、事務所建物を新築して「不動産に関連したる諸業務」を開始した。飛田からの本社移転と定款変更は、会社としての性格が徐々に変化していることを示唆しているといえる。

（2）統制令下の経営と配当復活

収支面では、一九四八年一〇月一日（第七三回）の地代家賃統制令改定をうけて賃貸料が増額された¹⁰⁾。第七五回にも、家賃の六割値上げ（約一〇七万円↓一七二万円）と地代の若干の値上げを行ったが、

地租家屋税の増加とインフレの進行が著しく、増額分以上の支出が発生する状況は変わらなかった。

しかし、第七四回から株主配当金が復活している。これは引き続き土地建物を売却することで利益を捻出した結果である。一方で、業績の維持・向上のため天王寺区の土地を一〇〇〇坪以上購入するなど、経営のテコ入れを図る動きも見られた。

(3) 小括

戦後第Ⅱ期の小括を行う。当期間の大土地は地代家賃統制令の制限が徐々に緩和されたことで賃貸料増額に成功したものの、税負担等の増加により本業の収益性は低いままであった。その中で、松本寅吉、阪上信章、阪上忠雄という新役員が参画し、本社の移転や定款の変更が行われるなど、次期に向けた体制変更の予兆が見られた時期である。

第四節 戦後第Ⅲ期「旧飛田遊廓地売却・業態転換期」（一九五〇年六月～一九五一年五月）

(1) 資産再評価と阪上体制の確立

一九五〇年六月一日、資産再評価法に基づき固定資産の再評価を実施した結果、大土地が所有する固定資産（土地・建物・什器）の帳簿価格は、五六三万六〇八六円二四銭から一億三二六万九二二三円四〇銭へと約二〇倍以上に跳ね上がった。

この直後の同月二十九日、西田正俊が社長を退任し、取締役であった阪上信章が新社長に就任した。続いて七月一五日の臨時株主総会において、川崎由松、宮下好季、溝尾治良在門、西出利一郎、下條正夫が新たに取締役に就任し、上田宗三郎が専務、古田敏夫が副社長となる役員異

動が行われた。

この総会では定款の一部変更も決議されているが、第七七回営業報告書にはその内容が記載されていない。しかし、この変更こそが後の大土地の方向性を決定づける重要な転換点であった。後の阪上信章らが横領などの罪を問われた裁判の判決文によれば、この時の改正によって、事業目的に「証券投資」が密かに追加規定されていたことが判明している⁽¹¹⁾。すなわち、第七七回の段階で株主にはその詳細を伏せつつ、次期（第七八回）に見られる有価証券資産の急増に向けた法的根拠が、水面下で整えられていたのである。

(2) 統制除外と「有力な仲裁」による売却

一九五〇年七月一日の地代家賃統制令改正により、旅館・貸席・料理店等の業務用建物が統制対象から除外されたことをうけて、大土地の賃貸料収入は「採算外れの釘付け」から「陰うつ域を脱し」、業者との増額交渉が開始された。

しかし、第七八回営業報告書によれば交渉は難航し対立が激化する様相を呈し、解決の見込みが立たない状況が続いていた。その結果、最終的にはこれらの土地建物の多くは売却されることとなった。このことは大阪土地建物株式会社「第七八回営業報告書」（神戸大学経済経営研究所蔵）に次のように記されている。

飛田新地建物賃貸料の増額交渉は期央に至るも容易に解決する見込なく彼我の対立漸く激化せんと致しましたが偶々有力な仲裁の申出があり折衝を重ねました結果その解決条件に随い待合、喫茶家屋三三三戸（建坪一〇七七一坪七合。売却未済五戸を除く）と付随家屋三戸（建坪二三四坪六合五勺）を土地付で各借主に売却し大部分の取引

を済ませました、外に普通家屋一戸売却致しました

この引用にある通り、「偶々有力な仲裁」の申し出があり、その結果として、待合・喫茶家屋一三一戸（建坪一〇七七・一坪七合）と付随家屋三戸を、土地付きで各借主に売却することとなった。これをもつて大土地は貸座敷免許地に指定された頃から関係を持っていた旧飛田遊廓地のほとんどを売却することとなった。

さらに一九五一年五月一日には、「主たる経営地『飛田新地』の大部分を売却せしにより新事業の一翼として」今里土地株式会社との合併契約を締結した。しかし、旧飛田遊廓地を手放し、賃貸業からの脱却を図った直後に、今里新地の開発会社としてその名を知られる今里土地⁽¹²⁾と合併するという行動は、一見すると「遊廓との決別」という経営方針に逆行するかのような印象を与える。

だが今里土地の営業報告書⁽¹³⁾を見ると、一九四八年下半期（同年五月一日から一〇月三十一日／第四一期）損益計算書によると、「土地建物売却益金」は一三八万四二六三円二二銭であるのに対して、「貸家料」は五万三二〇九円となっている。また、経済経営研究所が所蔵している最後の今里土地の営業報告書である一九四九年下半期（一九四九年五月一日から一〇月三十一日／第四三期）損益計算書によると、「土地建物売却益金」は一八三万一九七一円二五銭であるのに対して、「貸家料」は一一万五四七六円とあることから、「貸家料」を「土地建物売却益金」が大きく上回っている。

しかし、黒阪雅之『今里新地十年史』⁽¹⁴⁾が刊行された当時の一九四〇年上半期損益計算書（一九三九年一月一日から一九四〇年四月三日／第二四期）を見ると、「土地売却益金」は二万六二二七円二二銭であ

るのに対し、「貸家料及雑収入金」は九万八八一六円五六銭とあることから、戦後の状況とは正反対に戦前は「土地売却益金」より「賃貸料」が上回っている⁽¹⁵⁾。

以上のデータから、戦後の今里土地は、かつてのような今里新地の賃貸経営主体としての性格を既に喪失しており、保有資産の売却を行う企業へと変貌していたと考えられる。したがって、大土地による今里土地の合併は、遊廓経営への回帰を意図したものではなく、同社が保有する阿倍野区阪南町などの残存不動産資産の獲得、あるいは他資産の獲得を目的とした企業買収であったと推測される。

（3）貸借対照表の変化

旧飛田遊廓地売却の影響は貸借対照表に顕著に表れている（表1参照）。

資産再評価直後の第七七回（一九五〇年一月三〇日）と、売却後の第七八回（一九五一年五月）を比較すると、土地建物資産の合計は九六三万九四三八円三〇銭減少している。すなわち、旧飛田遊廓地の土地建物売却額は帳簿上約九六〇〇万円に相当することが分かる。

一方で、現金は四一六万五〇七二円七五銭、有価証券は二五七六万三〇八七円五〇銭、貸付金は一四四一万六九〇〇円増加しており、これら流動資産の増加合計は八一八四万五〇六〇円二五銭に達する。このことから土地評価額以上の金額で売却がなされた旧飛田遊廓地は、その余剰資金が有価証券や貸付金といった他項目へ充当されたことが読み取れる。

(4) 小括

戦後第三期の小括を行う。当期間の大土地は資産再評価により資産価値が顕在化した直後、阪上信章が社長に就任し役員が一新された。統制令解除を機に家賃増額を試みたが折り合いがつかず、第三者の仲裁を経て旧飛田遊廓地の大部分を売却するに至った。こうして得た資金は、定款変更により密かに追加された証券投資などの新事業へと向けられたと考えられる。

第五節 総括

(1) 地代家賃統制令の制約と打開

戦後の大土地は、空き家がないにもかかわらず統制令により家賃増額ができず、物価上昇の中で手詰まり状態にあった。一九五〇年七月の統制令改正による統制解除は、この状況を打開する好機であったが、結果として家賃増額ではなく、土地建物の売却という結末を迎えた。

(2) 阪上体制と定款変更の謎

一九四九年末から一九五〇年にかけて阪上信章・忠雄および新役員五名が就任した。彼らがどのような背景を持つ人物であるかは第四章で分析するが、彼らの就任と同時期に定款が変更されている点については重要である。特に第七七回における変更内容（「証券投資」の追加）が営業報告書に記載されなかった点は極めて不自然である。第七八回貸借対照表で有価証券が約二五〇〇万円増加している事実と合わせると、当初から株主には伏せた形で証券投資に乗り出す意図があったと考えられる。

また、大土地は一九五〇年に本社を恵美須町に移転したが、翌年五月

から一一月の間に南区長堀橋筋へと再度移転している⁽¹⁶⁾。この再度の移転については、古川浩の著書（詳細は後述）のみの記述にとどまるが、一度目の移転先は、移転時の社長だった西田が融通を効かせた土地だったため⁽¹⁷⁾、前社長からの決別という意味があった可能性がある。さらに、同時期が旧飛田遊廓地の不動産を大量に処分した直後にあたることを踏まえれば、同地との関係性を断絶し、同地における不動産賃貸業から脱却しようとする同社の姿勢を鮮明にしたものと総括できる。

(3) 「有力な仲裁」と売却の意図⁽¹⁸⁾

営業報告書に記された「偶々」現れた「有力な仲裁」人について、大土地の営業報告書には具体的な氏名の記載がない。しかし、『商工経済』などの経済雑誌や古川浩の著書（詳細は後述）を参照すると、その人物は自由党代議士であり侠客代議士として名を馳せた小西寅松であったとされる。また、第七七期に大土地取締役就任し、第七八期に監査役に転じていた溝尾治良在門が、小西の「乾児」（子分）であったとする記述も見られる。営業報告書に小西の名がないのは、その社会的性格を考慮したためであろうか。なお、小西やその後に別件で現れる仲裁人たちと阪上系役員との具体的な関わりについては、第五章と第六章で詳述する。

また、『古川本』のみの記載にとどまるが、大土地は大阪地検に対して、旧飛田遊廓地の借家人らが管理売春を行っていると告発したという事件があったという。これは借家人らが賃貸料の増額に反対していたことに起因すると見られる。このように旧飛田遊廓地の売却にはひと悶着があったとされることは重要である。

第三章 土地台帳から見る戦後の旧飛田遊廓地

第一節 調査の概要と手法

(1) 調査範囲と目的

本章では、旧飛田遊廓地にあたる山王町四丁目（現在の山王三丁目）の旧土地台帳を対象に分析を行う⁽¹⁾。戦前の台帳は空襲により焼失したが、一九四六年から現在の登記簿に統一される一九六〇年までのものが現存している。

第二章で論じた通り、大土地は第七八回営業報告書において旧飛田遊廓地の大部分を売却したとしている。本章の目的は、この記述を台帳上の登記記録と照合し、一九五一年に行われたとされる売却の実態や、その後の所有権移転のプロセスを詳細に追跡することにある。

(2) 調査手法

分析にあたっては、以下の手法を用いる。

第一に、旧飛田遊廓地にあたる山王町四丁目の台帳を閲覧のうえ謄本を取得し、沿革情報と登記情報を枝番順にリスト化した（表2、表3参照）。ここから分筆や売買の時期、売買先の人物といった情報を、二番目の記載情報まで抽出・整理した。なお、道路地や南海平野線にあたる線路地については煩瑣にわたるため表から省略しており、また、表の過度な長大化を防ぎ、分析の明瞭性を確保する観点から、本稿の論証に直接寄与する主要な地点のみを抜粋して掲載している。

第二に、各土地の利用状況を特定するため、一九六二年の住宅地図から建物情報を抽出した。さらに一九五〇年代の公図と現在の固定資産地籍図を併用し、各土地が当時どのように利用されていたかを可能な限り

特定した。公図の時点で分筆がなされていない地番については、現在の固定資産地籍図を用いて判断しているが、高速道路松原線の開通などによって消滅した地番などで判別できなかった箇所については反映できていない。

これらを用いて各地番における性風俗店の集中度を分析し、台帳情報と照合することで、戦後の旧飛田遊廓地における営業形態の推移について検討を加える。

第二節 土地台帳・住宅地図の分析

(1) 台帳に記載された法令とその背景

台帳の記載事項を分析するにあたり、特定の時期に一律に記載されている法令について整理する。これらは当時の土地制度や税制の変遷を反映しており、所有権移動の背景を理解する上で重要である。

第一に、昭和二年（一九四七年）時点で存在した全ての地番には、「昭和二年勅令第一一二号により年期消滅」との記載が見られる。同勅令は特別法人税法施行規則などの改正を定めたものであり、その第一八条改正において地租法施行規則の廃止が定められている⁽²⁾。これは、地租が国税から府県税へと移譲されたことに伴い、台帳上の税制度にかかる要項が廃止されたことを示すと考えられる。

第二に、昭和四年（一九四九年）時点で存在した全ての地番には、「昭和四年法律第八五号臨時宅地賃貸価格修正法により賃貸価格を修正す」と記載されている。同法は、経済事情の変動による賃貸価格の不均衡を是正するため、土地台帳法の規定に関わらず臨時に価格修正を行うものであった⁽²⁾。

ここで注目すべきは、第二章で触れた家賃増額の根拠である。第七三

回営業報告書（一九四八年）での増額が「統制令の改定」によるものであったのに対し、第七五回報告書（一九四九年）での増額は、統制令改正の記述がなく単に「認められ」たとある。この第七五回における増額は、土地台帳に記されたこの「臨時宅地賃貸価格修正法」の施行に連動した措置であった可能性が高い。

（2）空襲の影響と区域分け

大阪市航空写真（一九四二年）と、戦後米軍によって撮影された航空写真（一九四七年四月二六日）を比較すると、山王町四丁目の南部の多くが空襲により更地となっていることが確認できる^{（22）}。

台帳分析の結果、空襲被害の有無によつて戦後の土地利用や売却パターンが明確に異なることが判明したため、以下、「空襲を免れた区域」と「空襲を受けた区域」に分けて記述する。

（3）空襲を免れた区域の動向

本区域は、山王町四丁目北部全域と南西部（親番三一〇三四）、南東部（親番三七、三八）に該当する。住宅地図によれば、この区域には「料亭」や「旅館」を名目とする性風俗店が集中しており、土地所有形態は基本的に「一土地あたり一人所有」となっている。

この区域における最大の特徴は、一九五一年四月に一斉分筆が行われ、その後一年ほどの間に大量売却が行われたことである（表2参照）。

台帳の記録によれば、一九五一年四月一八日、一九日のわずか二日間で一五七件もの分筆が行われており、その全てがこの戦災を免れた区域に集中している。さらに、翌一九五二年上期までにそのうち一〇六件が

売買され、買い手の多くは住宅地図上で料亭や旅館を営む人物であった。

その後も売却は進み、阪上信章らが大土地役員を退任する一九五四年下期までにさらに三二件が売買され、計一三八件の売買が完了している。大規模分筆が行われた土地における大土地の所有分は、一九五五年時点ですでに一九件となっており、阪上社長在任中にこの区域の土地の大部分が売却されたことが分かる。

また、前章での分析により、大土地は一九五一年上半期に「喫茶家屋」を一一一戸売却していることが分かっている。この一一一戸という数字と、阪上信章らが役員を退任した一九五四年上期終了時点での、大規模分筆が行われた土地における大土地の所有分一三八戸という数字が近いことは非常に重要である。仮にこの土地売却が、会社の長期的な存続を見据えた合理的な経営判断であったならば、その土地は阪上の退任後も残存しているはずである。しかし、実際には阪上が社長として就任していた短い期間に、飛田の主要資産を片付けるかのように売り払っている。この資産処分の高さは、それが持続的な企業経営に基づく判断ではなく、阪上個人の目的を優先させた、極めて恣意的な経営判断であった可能性を強く示唆している。

（4）空襲を受けた区域の動向（表3参照）

本区域は、前述の区域を除く山王町四丁目南部（親番一九、二一、二二、二六、二七、三五、三六）に該当し、航空写真では全焼によって更地となっている。

ここでは、戦災を免れた区域とは異なる開発・売却のパターンが見られる。分筆は一括ではなく、数回に分けてその都度行われ、一九五二年

九月以降に本格化し、一九五五年までに全ての売却が完了している。

特筆すべき動向として、以下の事例が挙げられる。

第一に、小規模店舗の乱立である。親番二一では新しい道路を造成し、沿道に一〇坪未満の土地を大量に分筆している。住宅地図によれば、その多くは「スタンド」⁽²³⁾として営業しており、空襲を免れた区域（料亭中心）とは異なる営業形態が生まれたことがわかる。

第二に、複数土地所有者の存在である。親番二六、二七では、空襲を免れた区域では単独所有が原則であったが、同一人物による複数所有が見られる。例えば親番二六では、鳥倉姓の人物が一〇筆、榎谷春子、菊池三郎がそれぞれ四筆を所有している。鳥倉章一は『興隆史』に新世界衛生組合評議員として名が見え⁽²⁴⁾、榎谷春子は料亭「金成」の所有者、菊池三郎は現在登録有形文化財となっている「百番」の、一九五〇年代の所有者である⁽²⁵⁾。また、親番二七では一九五三年九月に二、九番地が池田シゲリに一括売却され、跡地には戦後の大阪で生まれたアルバイトサロンの営業形態を援用したと見られる「アルバイト料亭」が複数開業している。

第三に、外部デベロッパーへの親番売却が親番一九、二〇で発生している。親番一九については、一九四八年一〇月一日に中谷義一に売却されている。これは大土地による初の親番の売却事例である。中谷は一九五〇年に開園した南津守公園の土地所有者⁽²⁶⁾であり、アパート経営等を行う外部のデベロッパーである⁽²⁷⁾。その後、一九五二年に中谷の手によって大規模な分筆が行われ、アルバイト料亭やスタンドのよ

うな性売店、小料理屋や住居といった様々な種類の施設が混在する空間へと変貌を遂げた。

この事例は、阪上の大土地参画前に行われた売却であり、他の事例とは異なるイレギュラーなものと言える。

第三節 総括

(1) 空襲の有無と土地建物所有の選択

土地台帳の分析により、戦災の有無が戦後の経営手法、ひいては土地を取得した借家人の事業形態を決定づけたことが明らかになった。

空襲を免れた区域では、既存の建物が残存していたため、借家人にとって建物を使い続けることが最も合理的であり、たとえ一人の借家人が業態を変更しても、性風俗店に囲まれた場所での別種の営業は困難であることから、業態を変更しなかったと考えられる。結果として、土地を一括分筆して個別に買い取った後も、旧来の性風俗営業を継続することにつながったと考えられる。

対照的に、空襲を受けた区域は、一旦完全な更地となっていた。親番二一を中心に見られるスタンドの乱立は、借家人が土地を所有した結果、必ずしも旧来の性風俗営業（料亭・旅館）を継続する必要がなくなったことを示唆している。

すなわち、土地所有権の獲得は、借家人に対して性売買を続けるか否かという事業選択の自由をより広くもたらし、結果として性風俗店以外の小規模な飲食店等の開業へと繋がったという仮説が成り立つのではないだろうか。また、親番一九における外部デベロッパーの参入は、一枚岩だった大土地による旧飛田遊廓地の所有を崩すものであり、空襲による焼失が起因となっていると見られる。

(2) 阪上体制の終焉と売却の完了

これら一連の売却プロセスが、阪上信章らの在任期間中（一九五四年九月）にほぼ完了している点は非常に重要である。

阪上らが退任したタイミングで売却数が報告書に記載の数値と合致するという事実は、阪上個人、あるいは阪上体制そのものが、旧飛田遊廓地の売却を遂行するために存在した、あるいは売却益を得ることを主目的としていたことを強く示唆している。

では、この売却を主導した阪上信章とは、一体何者であったのか。次章では、阪上および彼と共に大土地に乗り込んできた役員たちの人物像について検討を行う。

第四章 阪上信章とその一派の人物像

第一節 分析の前提と史料

(1) 歴代社長との比較から見る異質性⁽²⁸⁾

阪上体制の特異性を明らかにするため、まずは大土地の歴代社長の経歴を概観する(表4参照)。

表3から確認できるように、歴代の経営陣には、財界での地位や同社との深い関係性という一貫した傾向が見て取れる。例えば、初代社長の土居通夫は、日本生命や京阪電気鉄道の重役を歴任した明治期を代表する財界人であった。続く二代目の宮崎敬介も、堂島米穀取引所の支配人や市会議員を務めるなど、関西経済界における有力者としての地位を確立していた人物である。また、五代目の西田正俊に注目すると、彼は初期からの役員の養子という血縁関係を持つと同時に、阪堺電軌や大阪港土地の社長を務めるなど、大土地および不動産・交通事業と極めて親和性の高い経歴を有していたことがわかる。

これに対して、阪上信章は大土地との既存の関係が一切確認できない外部の人物であり、不動産業界に参与していた記録もない。にもかかわらず、突如として社長に就任し、それに伴い同じく大土地と無縁の役員が大量に参画している。この不可解な人事異動の背景を探るため、本章では阪上および彼に付随して参画した役員(以下、「阪上系役員」と呼称)の経歴を検討する。

(2) 検討史料

検討にあたっては、以下の史料を用いる。

第一に、『人事興信録』『日本会社録』『全国工場通覧』などの名鑑類である。名鑑類は一次史料からは得ることができない情報を中心に抽出

し、大土地役員となる前後の情報も含めて抽出する。

第二に、後に阪上らが役員として乗り込んだ大阪製鎖造機株式会社の有価証券報告書である。ここには役員の経歴が詳細に記載されており一次史料として信頼性が高い。

第三に、古川浩『会社問題の理論考察』である。著者の古川は評論新聞社等の社長であり⁽²⁹⁾、後に大江ビルヂングの取締役も務めた人物である⁽³⁰⁾。阪上らが大土地の経営に参画した当時から彼らと親交があり、その人物像について広範な記述がある。回顧録的性格を持つため史料批判が必要だが、他の史料で裏付けが取れる情報については事実として採用し、同書のみに見られる情報についてはその旨を明記して利用する。

第二節 阪上系役員の人物分析

調査の結果判明した阪上系役員の人物像を、阪上家を中心とした関係性ごとに整理する。(表5参照)。

(1) 阪上三兄弟

阪上派の中核を成すのは、阪上忠雄、信章、下條正夫の三兄弟である。

長男の阪上忠雄は、一九四八年に弟の信章が設立した南海工業の社長を設立時から務めていた人物である⁽³¹⁾。一九五〇年四月から大土地監査役に就任し、一九五四年九月までその職にあった⁽³²⁾。また、一九五三年頃より貝塚市議会議員を務め、一九五七年には市有功者として市史に掲載されている⁽³³⁾。しかし、一九五四年には架空取引等の不正が発覚し、同年五月一日に大阪地裁において業務上横領、商法違反等の罪で懲役二年の有罪判決を受けている⁽³⁴⁾。事件後は、寺田甚吉

が社長を務める紀泉鉄道の取締役や⁽³⁵⁾、古川浩が関与する大江ビルヂングの監査役などを務めた⁽³⁶⁾。

次男であり本件の中心人物である阪上信章は、一九三八年五月に地元貝塚で阪上織布を設立し代表に就任し⁽³⁷⁾、一九四三年には和泉製線取締役、一九四六年三月には南海工業を設立し取締役に就任している⁽³⁸⁾。一九五〇年四月より大土地取締役となり、同年六月二十九日に社長に就任した⁽³⁹⁾（一九五四年九月）。在任中の一九五一年五月頃より十合や新内外綿の株買い占めを主導し、当時の経済界を騒がせた。彼もまた一九五四年に架空取引や粉飾決算、着服が発覚し、同年五月一五日に大阪地裁において業務上横領等の罪で懲役一年六か月の有罪判決を受けている⁽³⁹⁾。事件後の一九六四年時点では関西土地協合理事を務めており⁽⁴⁰⁾、一九六五年三月には『買占ものがたり』を刊行したとされる⁽⁴¹⁾。

三男の下條正夫は下條秀雄の養子となった人物である。一九三六年に今宮工業高校を卒業し、大阪府総務部勤務を経て一九四二年より鋼索硬鋼線の製造会社を創業した。一九五〇年六月より大土地常務取締役に就任した⁽⁴²⁾（一九五四年九月）。後に大阪製鎖造機へ乗り込み、一九五一年一月より副社長、一九五三年六月より社長を務めた⁽⁴²⁾。

(2) 阪上の親族（義弟・義兄）

阪上兄弟の脇を固めるのは、婚姻関係にあたる親族であった。

宮下好季は、阪上信章の義弟（妹の婿）にあたる。『古川本』のみの記述に留まるが、かつては住友銀行貝塚支店に勤務していたとされ⁽⁴³⁾、一九四八年一月より南海工業取締役を務めている。一九五〇年七月一五日より大土地取締役に就任し⁽⁴⁴⁾（一九五五年九月）、後に大阪製鎖

造機の取締役も兼任した⁽⁴⁴⁾。

西出利一郎は、阪上信章の義兄（妻の兄）にあたる。一九二八年に大阪外国語大学を卒業後⁽⁴⁵⁾、中山太陽堂やその傍系会社を経て⁽⁴⁶⁾、一九四四年五月に岸和田市に本社を置く東洋製鋼に入社した。一九五〇年七月一五日より大土地取締役に就任し⁽⁴⁷⁾（一九五四年九月）、一九五二年七月からは大阪製鎖造機の取締役も務めた⁽⁴⁷⁾。

(3) 阪上と縁のある人物

親族以外にも、地縁や個人的な繋がりを持つ人物が参画している。

川崎由松は、一九二九年から父が営んだ川崎織布工場の分工場代表を務めた同業者である⁽⁴⁸⁾。同工場は貝塚市南部の西葛城村に位置しており⁽⁴⁹⁾、同じく貝塚で織布工場を営む阪上とは同業者として接点があったと考えられる。一九四八年時点で貝塚市の農地委員も務めており⁽⁵⁰⁾、一九五〇年七月一五日から大土地取締役に就任した。

溝尾治良在門（治良左エ門とも）は、『古川本』のみの記載にとどまるが、阪上信章の小学校時代からの学友であり、「小西寅松という貝塚方面の俠客とやらの幹兄（ママ。乾兄か）」とされる人物である⁽⁵¹⁾。一九五〇年七月一五日より大土地取締役、翌年より監査役を務めた⁽⁵²⁾（一九五四年九月）。一九五八年には貝塚市でタイガーロープを設立し代表に就任している⁽⁵²⁾。

第三節 総括

(1) 阪上信章の大土地参画における主導性

三兄弟の動向を見ると、次男の信章は地元で織布会社やワイヤーロープ（鋼索）製造会社を設立し、大土地でも社長に就任するなど、常に中心

的な役割を果たしている。一方、長男の忠雄は大土地の監査役就任以前は弟の信章が設立した南海工業社長という文脈でしか史料に登場していない。このことから、年齢順ではなく、地方の実業家として実績を持つ信章が当初から阪上三兄弟の中心人物であったことは明白である。

しかし、その経歴はあくまで地方の工場経営者に過ぎず、資産家としての記録も土地会社経営のノウハウがあった形跡も見当たらない。それにもかかわらず、なぜ大土地という歴史ある企業の社長に就任できたのか。その背景には、第五章で詳述する当時の経済状況とその潮流に上手く乗ったという事実があったと思われる。

（２）「阪上系役員」の実態と地縁的ネットワーク

阪上系役員の経歴を総括すると、彼らは元銀行員、会社員、中小企業の代表といった人物に過ぎず、大規模な不動産経営のノウハウや適性を持っていたとは言い難い。

特筆すべきは、彼ら全員の出身や活動拠点が貝塚や岸和田といった泉州地域に集中しており、かつ親戚や地元の実業家、学友といった濃密な縁故関係で結ばれていた点である。これは偶然とは考え難く、必然的に起こった出来事だと言える。

すなわち、一九五〇年の大土地における役員刷新は適材適所の人材登用ではなく、阪上信章が自らの手足となる縁故者、地元の人間をそのまま引き連れてきた「地縁的・血縁的な乗っ取り」であったと言える。この強固な地縁的ネットワークこそが、次章で述べる強引な企業買収や旧飛田遊廓地の売却を推進した基盤であったと考えられる。

第五章 阪上信章社長主導下の大地による他社株の買い占め

第一節 関西経済界を騒がせた阪上信章

(1) 十合・新内外綿株買い占め事件に注目する意図

阪上信章について書かれた当時の経済雑誌の見出しを見ると、彼がいかに関西経済界を騒がせていたかが窺える。『日本経済新報』では「十合事件顛末記」(一九五一年一月)⁽⁵³⁾をはじめ、一九五一年一〇月から一九五三年一〇月までの二年間で一〇回も阪上信章に関わる問題を取り上げている⁽⁵³⁾。また、『商工経済』には「あなたの会社は狙われている! 会社乗っ取り事件裏話」(一九五一年一月)⁽⁵⁴⁾、『実業の世界』には「関西随一の買占屋 大阪土地建物で儲け十合、新内外綿で失敗した坂上信章」(マヤ)(一九五三年六月)⁽⁵⁵⁾といった記事が掲載されている。

これらの見出しは、いずれも十合株式会社や新内外綿株式会社を乗っ取ろうとして失敗したという文脈で一致しており、阪上信章が一九五〇年代前半に「買い占め屋」として名を馳せていた事実を示している。本章では、これらの事件について検討することで、阪上がどのような人物であったかを明らかにする。

(2) その他の買い占め事件

『日本経済新報』によれば、阪上は十合、新内外綿以外にも複数の企業に参与していたことが確認できる。一九五二年四月には日本銀行株を約七〇〇〇株購入し⁽⁵⁶⁾、同年六月には株数の記載はないが、杉村倉庫、日本化工材、大阪製鎖造機、大阪金属の株の買い占めが露見している⁽⁵⁷⁾。また、一九五二年七月には平和不動産株五万株を所有し⁽⁵⁸⁾、

ていたとされる⁽⁵⁹⁾。

本章では、当時の経済雑誌で頻繁に取り上げられている十合、新内外綿を中心に、その他買い占めの痕跡を確認できた杉村倉庫、大阪製鎖造機についても詳細に分析を行う(表6、7参照)。

第二節 株式買い占めの経済的・法的条件

阪上信章による一連の企業買収劇は、単なる個人の野心に基づくものであるのみならず、戦後日本の経済復興期における過渡的な法制度や市場環境の隙間を衝いたものであった。本節では、買い占め事件を理解する上で不可欠な四つの経済的・法的背景について、中村隆英『昭和経済史』や大蔵省の史料をもとに時系列に沿って概観する⁽⁶⁰⁾。

(1) ドッジ・ラインによる「恐慌」と株価暴落(一九四九年)

第一の要因は、買い占め対象企業の株価が実力以上に低迷していた市場環境である。

一九四九年、GHQのジョセフ・ドッジ公使によって実施された極端な緊縮財政政策「ドッジ・ライン」は、戦後の激しいインフレーションを収束させる一方で、国内産業に深刻なデフレ不況、いわゆる「安定恐慌」をもたらした。

これにより企業の資金繰りは悪化し、株式市場は暴落した。その結果、保有する不動産などの実質資産価値はインフレによって増大しているにもかかわらず、株価が極端に安値で放置される「過小資本」の企業が続出した。つまり、この時期の株式市場は、優良企業の資産を安価で手に入れることができる状況になっていたのである。

(2) 朝鮮戦争勃発による特需と特定産業の好況（一九五〇年六月）

第二の要因は、朝鮮特需による利益増大の予見である。

ドッジ・ラインによる不況の最中にあった一九五〇年六月、朝鮮戦争が勃発した。これに伴い、国連軍（米軍）から日本企業への物資調達、いわゆる朝鮮特需が発生した。

特需の恩恵を最も受けたのは、軍服や土嚢袋の需要が急増した繊維産業と、兵器や車両資材の需要が高まった金属・機械工業であった。阪上がターゲットとした新内外綿や大阪製鎖造機は、まさにこの特需の恩恵を享受する中心的な業種であった。すなわち、阪上の買い占めは、ドッジ・ライン後の安値で株を仕込み、特需による業績急拡大の果実（配当や株価値上がり益）を独占するという、極めて合理的な経済判断に基づいていたと言える。

(3) 資産再評価法による原資の確保（一九五〇年）

第三の要因は、買収資金を捻出するための法制度である。

戦後のインフレにより、企業が戦前に取得した資産の帳簿価格と、高騰した時価との乖離が著しくなっていた。これを是正するため、一九五〇年に資産再評価法が施行され、資産を時価に近い価格で再評価することが認められた。

第二章で論じた通り、大土地はいち早くこの法律を適用し、資産価値を帳簿上約二〇倍に引き上げた。これにより、大土地の貸借対照表は見かけ上の資本力が飛躍的に増大した。阪上はこの増大した資産価値を背景として、次なる買収の原資を確保したと考えられる。

(4) 改正商法と「授權資本制度」（一九五〇年）

第四の要因は、授權資本制度である。

一九五〇年、GHQの要請により商法が大幅に改正され、アメリカ型の「授權資本制度」が導入された。これにより、取締役会の決議のみで、定款で定めた枠内であれば新株を発行し増資することが可能となった。

これは本来、企業の機動的な資金調達を目的としたものであったが、買収を仕掛けられた企業にとっては有効な防衛策となった。特定の第三者に新株を大量に割り当てることで、買収を狙う者の持ち株比率を低下させることができるからである。

第四節で後述する新内外綿の事例において、会社側が定款変更や新株発行を行い、それに対して阪上が新株発行無効の訴えを起こして対抗したのは、まさにこの改正商法の解釈と運用を巡る法廷闘争であった。

(5) 独占禁止法による「持株会社」の壁（一九四七年制定／五一年適用）

第五の要因は、阪上の野望を阻んだ最終的な法的障壁である。

一九四七年に制定された独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）は、財閥解体後の経済民主化を目的とし、第九条において「持株会社の設立禁止」を明確に定めた。事業会社であっても、株式所有を通じて他社の事業を支配することが過度に集中する場合、持株会社と認定され禁止とされるリスクがあった。

阪上が十合株の買い占めに際して、大土地名義だけでなく、親族や関係者の個人名義をダミーとして利用したり、貸付金という形式をとったりしたのは、この独占禁止法の規制を潜り抜けるための脱法的な行為で

あった。しかし、最終的には公正取引委員会の調査が入り、これが十合株買い占めの失敗を決定づける要因となった。

以上のように、阪上らによる一連の株式買い占めは、戦後復興期特有の経済状況がもたらした好機と、それに対抗するように整備が進んだ法的な障壁のせめぎ合いの中で展開されたといえる。本節で概観した五つの要因は、その性質から以下の二つの側面に整理できる。

まず、買い占めを可能とした経済的要因である（第一―第三の要因）。ドッジ・ラインによる不況下で優良企業の株価が実力以上に暴落していた市場環境と、朝鮮特需による業績急拡大の予見は、投資上の絶好の機会を生じさせた。これに加え、資産再評価法により大土地がいち早く獲得した膨大な資本力が、他社買収を支える直接的な資金源として機能した点は、前章で論じた同社の経営体力の強靱さを象徴している。

次に、買い占めを最終的に阻んだ法的要因である（第四、第五の要因）。改正商法によって導入された授權資本制度は、買収を仕掛けられた企業側に新株発行という強力な防衛手段を供与することとなった。さらに、独占禁止法による持株会社の禁止規定が、他社の支配権を完全に掌握しようとする阪上の試みの前に、決定的な障壁として立ちふさがったのである。

このように、阪上の行動は戦後という時代の転換期が生んだ制度の隙間を突いたものであったが、それと並行して確立されつつあった新たな法制度によって、その成否が大きく左右されることとなった。

次節からは、これらの背景を踏まえ、具体的に十合および新内外綿においてどのような争いが繰り広げられたのかを検討していく。

第三節 十合株買い占めについて

（1）用いる史料情報

本節の分析には、以下の史料を用いる。

第一に、『株式会社さとう社史』である。これはさとう設立五〇周年記念事業として刊行されたもので、広報室が集めた資料や元重役が所有していた資料をもとに編纂されており、当時の時系列を把握する上で有用である。なお、本稿で取り上げる時期においては同社の名称は十合株式会社だったため、以降は原則として漢字表記とする。

第二に、神戸大学経済経営研究所が所蔵する十合の営業報告書および有価証券報告書である。営業報告書は一九五一年度上期（第三六回）が欠損しているが、有価証券報告書は欠損なく所蔵されているため、これを補完史料として用いる。

第三に、一九五二年四月二〇日発行の「新株発行目論見書」や『商工経済』などである。これらには十合と大土地との関係について全体を俯瞰した情報は含まれないが、ピンポイントで重要な情報が含まれていることから有用である。

（2）『株式会社さとう社史』による分析^{（61）}

①大土地による買い占め発覚の経緯

『さとう社史』によれば、事の発端は一九五一年三月末、十合株が上昇し始めていることを十合側が察知したことにある。当初、株価がそれ以前の五〇円台から上昇し七〇円台に達したが、心斎橋本店の接収解除を見越した買いによるものと判断し静観していた。

しかし同年五月、株価が八〇円台に達したため、調査を開始したところ、この上昇は阪上による買い占めによるものと判明した。五月一五

日には株価が二〇〇円台に達し、翌日、大阪証券取引所の臨時理事会で十合株の売買を禁止することを決議した。

②十合株取引停止後に始まる大土地の強硬策

大土地は売買停止措置がとられた後も密かに買い占めを続けたため、十合は株主間での協力を懇請した。十合は世論の支持を背景に、株主からも積極的な協力を取り付けたことで、十合側の確保株数は全発行株式八八万株に対して過半数に近くなった。対する大土地による買い占めは、強引な手段が反発を招き、二八万株で行き詰まりを見せた。

五月から七月にかけて、阪上信章は十合に対して、以下の三つの条件のうち一つを受け入れることを要求した。

一、大土地から派遣する役員を数人受け入れること

二、大土地が所有する十合株全てを一株三〇〇円で引き取ること

三、十合の役員が所有する十合株全てを大土地へ譲渡すること

これに対し十合は、株価が第三者によって認められた適切価格ならば、十合株引き取りについての条件のみ応じると回答した。大土地はこの回答の受け入れを拒否した。

八月に入ると、大土地は十合の役員を攻撃する文書を相次いで発送し始めた。対抗して十合は八月二三日、板谷宮吉社長の名をもって会社の現況についての報告書を株主に配布した。

九月四日、阪上信章の名をもって臨時株主総会の招集を要求した。総会では、十合の当時現職だった取締役と監査役を解任し、新たに取締役五名、監査役一名を選任するという議案を上程するように求めた。十合は急遽、取締役会を開催し、公開の場で大土地によって歪曲された事実を正すために、要求を受け入れ、臨時株主総会を開催することが最善と判断し、一〇月二二日に臨時総会を開催することを決定した。

③大土地による乗っ取りの挫折と事後処理

事態は公的機関の介入により急転する。以前から調査に乗り出していた公正取引委員会が大土地に対して、十合株買い占めは独占禁止法第九条（持株会社の禁止）に抵触する疑いがあるとして警告を発した⁶。

さらに一〇月二日、大阪国税局と大阪地方検察庁が所得税および法人税の脱税容疑による捜査を開始し、同月六日、阪上信章が身柄を留置された。

これにより、大土地は臨時株主総会開催請求の取り消し、および大土地が所有する十合株二八万株の処分について代理人を介して協議したいとの申し入れを行い、受理された。

協議の結果、一株二〇〇円での引き取りが決定し、二八万株の引受人は大和銀行、三泰貿易、富士木材貿易、大昌の四社に決定した。十合株は売買停止の措置が取られていたため、以下の手順で二八万株を取り戻すこととなった。

一、大土地から山一證券に、株式を引き渡す。

二、山一證券から十合に、一株あたり二〇〇円の補償金を送る。

三、十合から大土地に、山一證券から受け取った補償金を支払う。

四、十合株売買再開後、山一證券から引受人四社に、十合株二八万株分を引き渡す。

一月一九日に十合株の取引が再開し、以上の手順を以て四社への引き渡しが始まった。一九五二年三月二〇日の臨時株主総会において、一連の事件の收拾策として、大和銀行から二名、富士木材貿易から一名、三泰貿易から一名の十合の取締役選任が決定した。『さこう社史』は、この事件について「最悪の事態を回避できた」と評価しつつ、「さこうの戦後史のなかで、本店接収につづいて起った不幸な事件」と総括

している。

(3) 営業報告書および有価証券報告書による分析

① 営業報告書における記述⁽⁶³⁾

十合の第三七回営業報告書（一九五一年九月一日～一九五二年二月二八日）の「庶務の概要」には、一九五一年一月二五日に第三六期株主総会を開き、資産再評価を行うことや、発行株式総数を三五二万株に増資することが可決されたとある。新規発行新株式数は一二四万株（六二〇〇万円）で、登録株主に対して一株あたり一株を割り当て（計八八万株）、残りの三六万株を役員や従業員などに割り当てることとなった。

② 有価証券報告書に見る株主の変遷⁽⁶⁴⁾

第三五回報告書（一九五一年二月二八日）時点では、十合社長の板谷宮吉が一二万八〇五〇株を所有していた。

しかし、買い占め騒動渦中の第三六回報告書（一九五一年八月三一日）を見ると、板谷が二二万六五五〇株を所有する一方で、阪上の関係者が多数、株主に名を連ねている。阪上信章の秘書である一氏吉袈裟⁽⁶⁵⁾が二二万二四二七株、阪上忠雄が六万六〇〇株、下條正夫が五万九六七三株、信章の妻である阪上キミ子⁽⁶⁶⁾が一万一〇〇〇株を所有していた。確認できる範囲だけでも阪上の身内が二四万四七〇〇株の十合株を所有しており、全発行株式八八万株の四分の一以上を占めていた。

社史にある「二八万株」との差分約三万五三〇〇株については、一万株未満を所有する他の身内名義の株であったと考えられる。なお、社史によれば一九五一年一月一七日をもって大土地所有株は山一證券が引き受けたとあるため、第三七回までの間に問題は解決している。

第三七回報告書（一九五二年二月二八日）では、山一證券が一万八〇〇株を所有し、それまでの報告書にはなかった名前として登場している。社史によれば山一證券が一時的に引き受けたとあるが、残りの約一四万株の行方が問題となる⁽⁶⁷⁾。

同報告書には、二万株を所有する人物として西山清三郎、黒住肇、浦地伸、日岡良平、山本秀一、鈴木貞一の六名が登場する。資料によれば、西山（一九二八年入社）⁽⁶⁸⁾、黒住（一九四七年入社）⁽⁶⁹⁾、浦地（一九四九年入社）⁽⁷⁰⁾、日岡（一九五〇年入社）⁽⁷¹⁾の四名は山一證券の社員であることが確認できる。また、『古川本』のみの記載になるが、山本秀一も社員であり、同じく山一社員の平田常松も一万九〇〇〇余株を所有していたとされる⁽⁷²⁾（平田は所有株二万株以下だったため有価証券報告書に記載がなかったと考えられる）。これら七名の社員名義の株数を合計すると約一四万株となり、山一證券名義の一四万八〇〇株と合わせると、大土地が所有していた二八万株とほぼ一致する。

続く第三八回報告書（一九五二年八月三一日）では、山一證券社長の小池厚之助（七万株）、大阪支店長の志村正治（六万三〇〇株）、三泰貿易社長の堀泰夫（二二万株）、大和銀行頭取の寺尾威夫（二三万二〇〇株）などが大株主として登場しており、社史にある「引受人四社」への移行が確認できる。

(4) その他の史料から

① 新株発行目論見書の記載⁽⁷³⁾

一九五二年四月二〇日発行の十合株式会社新株発行目論見書には、「(附) 大阪土地建物株式会社所有の当社株の処理について」として、以下の記載がある。

昭和二六年五月以来、大阪土地建物株式会社が当社への経営参加を目的として買占めたる当社株二八万余株の処理については同年一〇月一七日に至り当社との間に諒解が成立し当社土屋啓造氏を通じて山一証券株式会社が之を買取り、後、当社の斡旋により安定株主に之を分譲した

これは、十合関連の一次史料において唯一「大阪土地建物」という文言が見られる史料であり、大土地による買い占め事件が十合にとって投資家に解決を伝える必要があるほど重要な事件であったことを示している。

②阪上と古川浩による十合攻撃集会

『商工経済』によると、八月二六日、阪上らが「十合近畿株主協議会」を開催した⁽⁷⁴⁾。これは十合の重役批判と経理内容の不備を衝き、阪上らの買い占めが不当でないことを株主に知らしめる目的であったが、逆に阪上側に非難が殺到したとされる。この会の司会は「古川某」が務めたところがあるが、『日本経済新報』によれば、古川浩が中央公会堂でこの協議会を開催したとしている⁽⁷⁵⁾。これにより、『古川本』著者の古川浩が阪上側の人物であったことが判明する。

③十合株の引き渡しの代理人

『実業の世界』において、当時の実業之日本社大阪支社長であった西井清は、「阪上の代理人として故小西寅松代議士が登場」と記している⁽⁷⁶⁾。『高橋本』や『古川本』においても、調停人として小西寅松と元東洋製鋼社長の川崎久勝の名前が挙げられている⁽⁷⁷⁾。小西については、旧飛田遊廓地における賃貸料増額問題においても仲裁人を務めており、川崎については、大土地役員の西出が元社員であったことから、阪上らと密接な関係にあったことが分かる。

第四節 新内外綿株買い占めについて

(1) 史料

本節では、以下の史料を用いる。

第一に、高橋弘『買占め』である。高橋は大阪証券取引所調査部に勤務していた人物であり、入手できた材料の範囲内で書かれており慎重に利用する必要があるが、時系列の把握に有用である。

第二に、『商工経済』（第四卷第一二号）である。当時の新内外綿社長であった松雪幸三郎の寄稿があり、事件の詳細が語られている。

第三に、『日本経済新報』（第五卷第一七号）および有価証券報告書（神戸大学経済経営研究所蔵）である。有価証券報告書は買い占めが行われていた期間において欠損がないが、買い占めが行われる直前の史料として『日本経済新報』を用いる。

(2) 『買占め』等による経緯の分析⁽⁷⁷⁾

①大土地による乗っ取り開始と対抗策

『買占め』によれば、一九五一年三月頃から大土地が新内外綿株の買い占めを開始した。これに対して新内外綿は、七月二六日に臨時株主総会を開催し、授權株数を一二〇万株から四八〇万株に引き上げるとともに、定款を変更した。この定款変更は、「新株引受権の譲渡は、役員や従業員、縁故者への名義書き換えは一度とし、発行株数の半数以内に限り」という制限をつけるものであった。

これに対して阪上信章は七月二八日、二〇万株の名義書き換えを要求し、以下の理由を以て総会決議の無効確認訴訟を提起した。

一、引受権の制限の定義が不確定である。

二、当初通知していた議案と異なる議案を当日配布し決議したのは招

集手続違反である。

三、当日と異なる議案を見て発行した委任状を使用した決議は決議方法違反である。

阪上は、この定款変更は重役側が支配権を固めるためのものと主張し、新内外綿の役員全員解任と新役員選任を行う総会の招集を請求した。一方、松雪幸三郎社長は増資の正当性を主張し対立した。

②覚書の交換と不履行

一月一九日、十合の一件が解決したことを契機に、阪上信章と松雪が会合を行った。新内外綿は朝日海上火災の常務であった寺田栄吉（大阪製鎖造機会長・寺田甚吉の弟）の仲介によって、一月二二日の株主総会および二六日の初公判の前に解決を図ったのである。

新内外綿は、大土地が所有する三三万株を買い取る意向を打診したが、大土地は株を手放さず、役員三名を送り込むことを提示した。その結果、「大土地は提訴取り下げに努力する」「大土地推薦の人物一名を新内外綿取締役就任させる」「新内外綿は新株引受権の運用について慎重を期する」という内容の解決の覚書が交わされた。

しかし、その後、大土地は阪上（忠雄か信章かは不明）、下條、西出を取締役候補として推薦したが、新内外綿はこれを拒否した。さらに一九五二年五月、新内外綿が密かに新々紡二社を吸収して新株六八万株を発行したことで、問題が再燃した。大土地はこれを覚書違反と主張し、強硬な態度を見せた。

③最終的な解決

一九五二年五月一日、寺田栄吉の斡旋により、大土地は新内外綿の持ち株三六万一〇〇株を一株一〇五円の評価で手放すことを決定した。これにより新内外綿株は一度、山一證券に引き渡され、乗っ取りは失敗

に終わった。

④有価証券報告書との照合（79）

第六回報告書（一九五一年九月二五日）によれば、発行株数一二〇万株のうち大土地が二〇万株を所有し筆頭株主となっていた。株価は一九五一年四月の八五円から六月には一六四円と急騰しており、この時期に買い占めが行われたことが裏付けられる。

第七回報告書（一九五二年三月二五日）では、大土地が三〇万一三〇〇株、西出が一万五八九五株を所有していた。そして第八回報告書（一九五二年九月二五日）では、大土地関係が大株主欄から消滅し、代わりに「水月会」という団体が三六万一〇〇株を所有している。なお「水月」は新内外綿の前身企業にあたる内外綿の商標（80）であり、同社にとって重要な意味を持つ名称であることから、大土地所有株の受け皿として用意された会社側の機関であると考えられる。

第五節 杉村倉庫株買い占めについて

『杉村倉庫創業七十五年史』には、「坂上事件（ママ）」として阪上による同社株の買い占め事件が記録されている（81）。

一九五二年初頭から杉村倉庫株が急騰し、第六六回決算締切日の四月三〇日になって、阪上信章が杉村倉庫株二万五七〇〇株の名義書き換えを要求した。同時点の『会社年鑑』でも、大土地名義で同数の株を所有していることが確認できる（82）。

同年五月以降も買い占めを進め、一月には最高値七二円だった株価が五月二四日には一五八円に達した。杉村倉庫側は、戦後のインフレで資産価値が上昇しているにもかかわらず株価が低落し割安となっていた過小資本の企業を狙った「乗っ取り」であったと分析している。

最終的には国税局の調査や大株主である野村證券の協力により買い占めが阻止されたが、十合事件での公正取引委員会の勧告以降も、阪上が新たな標的を探していたことが確認できる。

第六節 大阪製鎖造機株買い占めについて

(1) 史料

本節では、『日本経済新報』の記事(「大阪製鎖騒動の真相」「まだくすぶっている大阪製鎖のお家騒動」「すつきりした大阪製鎖造機」)⁸⁾および、有価証券報告書、『日本職員録』を用いる。

(2) 阪上参画の経緯

『日本経済新報』によれば、当時の大阪製鎖造機は戦後の需要減で業績が低迷し、会長の寺田甚吉も財産税の影響で支配力を弱めていた。寺田甚吉と阪上らは同郷(泉州)のよしみであり、特に阪上家三男の下條は甚吉の育英資金で高校を卒業している。阪上らは「寺田を背骨とたのんで」株を買い占め、一九五二年春頃には阪上系役員の送り込みに成功した。

『日本職員録』(一九五二年三月一九日時点)には大土地関係者の名はなかったが⁽⁸⁴⁾、第六三回報告書(一九五二年五月三十一日)では大土地が一〇万四三〇〇株を所有し筆頭株主となっていることから、この間に買い占めを行ったことが分かる。また、同年五月の総会において、寺田の紹介で下條が専務に、西出が取締役に就任した⁽⁸⁵⁾。

第六四回報告書(一九五二年一月三〇日)では、大土地が二五万株、一氏が一〇万四六〇〇株、下條が二万五〇〇〇株、西出が二万五〇〇株と、大土地関係者だけで計四〇万四六〇〇株を所有しており、第

六三回よりも所有株が増加していた⁽⁸⁶⁾。

(3) 労働組合との対立と撤退

経営権を握った下條・西出らは、生産実績の向上よりも会社支配に専念したため、社内外の信用を失墜させた。特に、一九五二年一月一日、技術畑の橋本芳三専務を非常勤取締役に降格させた人事は、労働組合の激しい反発を招いた。これは第六五回報告書(一九五三年五月三十一日)で橋本が平の取締役名義になっていることから事実と確認できる。

一九五三年六月一二日、経営協議会において橋本の復帰が決定し、下條が社長に就任した。しかし、同年六月一日、労組が茨木工場売却益を原資とした夏季生活補助金の支給を要求した際、同時期に下條が阪上系役員である阪上忠雄、宮下好季、阪上系役員ではないが大土地の役員である上田宗三郎の三名を重役として迎え入れようと画策していたことが漏洩した。このことを機に労組はストライキを実施し、七月三〇日の株主総会は会場に労組員がなだれ込み、流会となった。八月七日の取締役会で社長退任要求が決議され、下條は追加役員の参画を撤回した。しかし、第六七回報告書(一九五四年五月三十一日)には阪上系役員の宮下が七月に役員になったとあるため、三人のうち宮下の参画は実現したことが分かる。

八月一日、下條は経費の節減のため本社事務所の移転と人員整理を行うと経営協議会で提案したが、六月二六日に、下條が労組の質問書に対して「会社は縮小生産を意図していない。従って職場閉鎖『首切り』などを考えていない」と答えたため労組が反発。八月一九日に下條は労組から提案を全面拒否され、さらには社長退任を突きつけられた。結局

は退職金の充当の見込みも立たなくなったことから、人員整理案は凍結された。

その後、一九五四年一月の株主総会をもって下條、西出の退任が決定し、第六九回報告書（一九五四年一月三〇日）で一九五五年一月二十八日に下條、西出、宮下、寺田栄吉といった阪上系役員やその他の役員が退任している。

第七節 大土地が依頼した仲裁人と阪上との関係

一連の買収劇において、重要な局面で登場した三人の仲裁人について、その経歴および阪上との関係を分析する。

（１）小西寅松

小西寅松は、戦前は泉大津市に本社を置く土木建築業「寅林組」の社長を務め、一九四六年の第二二回衆議院議員総選挙に大阪二区から出馬し当選、通算五期務めた人物である^{（８７）}。その一方で、数々の文献で「侠客」^{（８８）}といわれ、三代目山口組組長・田岡一雄の兄弟分とされる^{（８９）}など、裏社会にも通じた実力者であった。

阪上とは、飛田の家賃増額問題や十合事件の調停で深く関わった。また、『古川本』によれば、大土地役員の溝尾治良在門は小西の乾児であったとされ^{（９０）}、小西は大土地の内部にも自らの影響力を行使できるルートを持っていた。

（２）川崎久勝

川崎久勝は、岸和田警察署書記や銀行勤務を経て、泉南郡北中通村（現泉佐野市）を本社とし、ワイヤーロープ製造を主業としていた東洋製鋼株式会社（現東洋製鋼）の創設に事務長として関わり、後に取締役を務めた人物であ

る^{（９１）}。また、一九三一年から貝塚町議会議員となり、市制が施行された一九四三年より貝塚市会議長も歴任している^{（９２）}。

阪上とは、十合事件の調停で小西と共に関わっている。また阪上系役員の西出は、大土地入社前に東洋製鋼に勤務しており、川崎とは元社長と元社員という直接的な雇用関係にあった。そして、東洋製鋼の社は現泉佐野市に位置していたが、貝塚市澤に貝塚工場を持つており^{（９３）}、この工場の場所は阪上家が創業した南海工業本社からほんの数メートルの場所に位置していたことは重要である。南海工業は東洋製鋼と同じくワイヤーロープ製造が主業であったことから、阪上と川崎久勝は同郷の同業者同士だったのである。

（３）寺田栄吉

寺田栄吉は、岸和田の資産家であった寺田甚与茂の四男であり、兄の甚吉の後任として岸和田紡績社長などを務め、一九四六年の第二二回衆議院議員総選挙に大阪二区から出馬し当選、衆議院議員も経験した人物である^{（９４）}。

阪上とは、新内外綿事件での調停や、その後の大阪製鎖造機への経営参画の際に関わった。また彼らは同郷であり、特に下條正夫は寺田家から育英資金を受けていたという個人的な恩義関係もあった。この私的な結びつきが、新内外綿事件における調停や、その後の大阪製鎖造機への円滑な経営参画を可能にしたと考えられる。

（４）泉州地域のネットワーク

以上の三名と阪上、および阪上系役員の活動拠点は、小西（泉大津）、川崎（泉佐野）、寺田（岸和田）、阪上（貝塚）といずれも泉州地

域に集中していることは明らかである(図1参照)。

すなわち、阪上体制下の大土地が行った一連の買収劇は、単なる一企業の経済活動にとどまるものではなかった。それは、阪上信章が大土地、十合、新内外綿の買い占めを確実かつ有利に遂行するための手段として、泉州地域の有力者たちが持つ強固な地縁的・人的ネットワークを最大限に利用した動きであったことが指摘できる。

第八節 総括

(1) 買い占め対象の選定動機

阪上がターゲットとした企業には、明確な選定理由があった。十合や杉村倉庫は、資産再評価やインフレによる資産価値増大を見越した割安株狙いであり、新内外綿や大阪製鎖造機は、阪上自身が戦前から営んでいた織布・ワイヤーロープ製造のノウハウが生かせる業種であった。また、大阪製鎖造機に関しては、寺田財閥という地縁的ネットワークが存在したことが参画の決定打となっていたと考えられる。

(2) 買い占めの三つのフェーズ(表6、7参照)

阪上による一連の買収活動は、大きく三つのフェーズに分けられる。
第一フェーズ

大土地乗っ取りと資産掌握(一九四九年秋～五〇年初頭)

全ての発端は、阪上信章が大土地株の買い占めを開始した一九四九年秋に遡る。当時の大土地株価の急騰(一九四九年九月の七〇円から一二月の一三五円)は、阪上による買い占めを示唆している。彼はまず大土地という企業そのものをターゲットとし、経営権を掌握することで、同社が保有する莫大な含み資産、すなわち旧飛田遊廓地の所有権を手に入

れた。これが、後の買収劇の原資を生み出すための不可欠な前段階であった。

第二フェーズ

旧飛田遊廓地売却資金による他社株買収(一九五一年春～秋)

第一フェーズで手中に収めた旧飛田遊廓地の土地建物を売却し、巨額の現金(約九六〇〇万円以上)を獲得した段階である。阪上はこの資金を即座に投下し、十合および新内外綿への短期集中的な買い占めを行った。このことから、阪上自身の資産ではなく、乗っ取った企業の資産を切り売りして次の買収資金に充てるといえる、自転車操業的ではあるが略奪的な手法が確立された時期と言える。

第三フェーズ

回収資金の回転とさらなる他社株買収(一九五二年初頭～)

公正取引委員会の介入により十合・新内外綿株を売却した後、その回収資金を元手に杉村倉庫や大阪製鎖造機へとターゲットを移した時期である。このことから、独占禁止法の規制を回避しつつ、一度得た資金を回転させて次々と買収を仕掛けたという実態が浮かび上がってくる。

第六章 旧飛田遊廓地はなぜ売却されたのか

本章では、前章までの分析を総合し、戦後の大土地がその主要資産である旧飛田遊廓地を売却するに至った構造的要因と、経営陣の意図について考察する。

第一節 インフレによる苦しい経営実態

第一の要因は、戦後の経済環境と法規制による収益の圧迫である。

(1) 地代家賃統制令による制限

戦後の旧飛田遊廓地は、戦災を免れた貸座敷が営業を再開し、空き家が全くないほど借家人の需要には恵まれていた。しかし、第二章で確認した通り、地代家賃統制令によって賃貸料の上限が低く抑えられていた。そのため、激しいインフレが進行した戦後の経済状況下において、戦前の水準に縛られた賃料収入では、維持管理費や税負担を賄うだけで手一杯であり、大土地は満足な利益を得ることができずにいた。

(2) 資産価値と収益の乖離

大土地が所有していた旧飛田遊廓地や建物は、一九五〇年の資産再評価によりその価値が帳簿上二〇倍に跳ね上がった。これは、同社が極めて高額な資産を保有していたことを意味する。

しかし、逆に言えば再評価を受ける以前の帳簿価格は実勢価格の二〇分の一に過ぎず、また実際の賃貸料も統制令で抑制されていたため、実態としては莫大な資産価値を持ちながらそれを活用できないという状態にあったことになる。

このため、旧大土地は資金的な余裕がなく、土地建物を毎回少しずつ切り売りして資金を捻出せざるを得ない状況に追い込まれていたのである。

第二節 阪上らによる経営判断

第二の要因は、新経営者・阪上信章による意図的な経営判断である。

(1) 阪上による大土地株買い占めと参画

阪上がいっく大土地の経営権掌握に動き出したのか、明確な時期は不明である。しかし、『大阪証券取引所統計年報』によれば、大土地の株価は一九四九年九月時点で七〇円となっていたが、一〇月には七八円、一月には一一六円、十二月には一三五円と急騰している⁽⁹⁵⁾。阪上が取締役に選任されたのが同年十二月であることを踏まえると、彼はこの株価上昇期である一〇月頃から、明確な意図を持って大土地株を買い占めていたと推測される。

(2) 「附帯業務」の追加と資産再評価への布石

阪上が肩書きのない取締役であった時期（一九四九年十二月～一九五〇年六月）は、西田正俊社長体制下であり、表面上の経営方針に大きな変化は見られなかった。しかし、一九四九年十二月の総会で阪上兄弟の役員選任とともに、定款の営業目的に「並びにこれが附帯業務」という一文が追加されている⁽⁹⁶⁾。この「附帯業務」という曖昧な文言は、後に営業目的に追加される「証券投資」の前段階、あるいは隠れ蓑としての役割を果たした可能性がある。

また、一九五〇年五月に本社を旧飛田遊廓地内から恵美須町へ移転させたことも、旧飛田遊廓地からの賃貸収入を主軸としてきた「旧大土地」からの脱却と、「新大土地」への転換の一環と捉えられる。

そして同年六月一日、資産再評価の実施により資産額が二〇倍に増加した。阪上はこの再評価による含み益の顕在化を見越して役員に参画しており、実際に再評価が行われた直後の六月二十九日に社長に就任した。

これは、増大した資産価値を自らの裁量で運用するための計画的な行動であったのではないかと考えられる。

(3) 家賃増額交渉と売却へのシナリオ

社長に就任した翌月の一九五〇年七月、統制令改正を受けて即座に家賃増額交渉が開始された。『古川本』などの記述によれば、阪上は従来の四〇倍という法外な金額への増額を借家人に要求したとされる⁹。

そのわずか数日後に開催された臨時株主総会では、営業目的に「証券投資」が追加され、不動産業に縁のない阪上系役員が大量に参画している。

すなわち、阪上は飛田借家人（その多くは性売買業者）との交渉と同時並行で、既に証券投資を行うための準備を整えていたのである。阪上は当初から、旧飛田遊廓地の売却益を証券投資および企業買収に利用することを想定していたと考えられる。借家人に対して到底受け入れ可能な家賃増額を要求し、その交渉過程では地検への告発など強硬手段を用いることで借家人を追い詰め、最終的には地縁的ネットワークを利用し、小西寅松を仲介役に立てて売却を成立させたのではないかと考えられる。これら一連の動きは、直前の資産再評価で価値を高めた土地建物を、借家人に高値で売りつけるために仕組まれたシナリオであったと言える。

第三節 旧飛田遊廓地の売却金の行方

実際に売却によって得られた資金はどこへ消えたのか。旧飛田遊廓地の売却前にあたる第七七回（一九五〇年六月一日〜同年十一月三〇日）

から売却後の第七八回（一九五〇年十二月一日〜五一年五月三十一日）にかけての貸借対照表の変動をまとめた表と、第五章で明らかになった買い占め事件とを照合し分析する（表1参照）。

(1) 土地建物資産の減少（約九六三六万円）

土地建物資産は約九六三六万円減少している。土地台帳の分析から、一九五一年四月一八日・一九日に大規模な分筆が行われているため、遅くともこの時点までに売却が成立していたことは確実である。

一方、十合株の買い占めは同年三月末から、新内外綿株も同時期から開始されている。阪上は売却交渉がまとまった段階、あるいは売却代金が入ることを確信した段階で、見切り発車的に二社の株式買い占めに着手していたと考えられる。

(2) 有価証券資産の増加（約二五七六万円）

この間に大土地が保有する有価証券は約二五七六万円増加している。これは、一九五〇年七月に定款に追加された「証券投資」の目的が早速実行された結果である。

具体的には、大土地名義で行われた、新内外綿株の買い占めに充当された可能性が高い。大土地は一九五一年五月時点で新内外綿株の買い占めを行っており（表6、7参照）、同年九月には大土地名義で二〇万株を所有していた。当時の新内外綿の株価（四月と五月の株価の平均値である一〇六円）から試算すると約二二二〇万円となり、その後の買い増し（六月時点で一六四円まで上昇）を考慮すれば、この増加分の多くが新内外綿株の取得費に充てられたことは確実である。

(3) 貸付金の増加(約一四四一万円)

同じくこの間に大土地の付金は約一四四一万円増加している。貸付金とは会社が第三者に貸し付けている資産であるが、この貸付先は阪上信章の身内であったと推測される。

第五章で見た通り、十合株買い占めにおいて、大土地は独占禁止法による持株会社認定を避けるため、阪上忠雄、下條正夫、一氏吉袈裟、阪上キミ子といった個人名義で計二四万株以上を取得していた。

しかし、地方の中小企業の代表でしかない阪上家の資産のみで十合株を買い占めようとしたとは考えにくい。仮に阪上らが買い占めた十合株全て(八月時点で計二四万四七〇〇株)を貸付金(一四四一万円)で賄ったとすると一株あたり約五九円で取得したこととなるが、買い占め開始時の二、三月の株価は六七円と乖離があるため、不足分は阪上個人の資産で補填したと考えるのが妥当である。すなわち、貸借対照表上の「貸付金」の実態は、十合株買い占めのために阪上一派へ貸し付けされた会社資金であった可能性が高く、さらに不足する分は阪上個人が補ったと想定される。

(4) 現金資産の増加(約四一六六万円)

同じくこの間に大土地の現金は約四一六六万円増加している。第七八回決算時点(一九五一年五月末)では、まだ十合・新内外綿株の買い占めは進行中であり、資金の全額が株式に変わったわけではなかった。この豊富な手元資金は取引停止後も続けられた十合株の密かな買い増しや、その後の杉村倉庫、大阪製鎖造機への買い占めにおける「軍資金」として貯められたものと考えられる。

なお、大土地の土地建物資産の減少額から、ここで取り上げた有価証

券資産、貸付金および現金資産、さらに約二〇六万円増加した什器資産を足した増加額の総額を差し引くと、約一二四七万円の差額が発生する。大土地の総資産額は約八十一万円減少していることから、実質的な差額は約四三六万円となる。この差額は土地建物を大量に売却した際の手数料などの諸経費によって発生したのではないかと考えられる。

第四節 総括

(1) 大土地経営陣と借家人の利害の一致

旧飛田遊廓地の売却は、異なる動機を持つ新旧大土地経営陣と借家人の利害が、特殊な状況下で一致した結果であった。

大土地経営陣の視点から見れば、統制令の制約によって収益性の低い旧飛田遊廓地の土地建物は、旧体制大土地経営陣にとっては重荷であり、新体制大土地経営陣にとっては換金可能な投資原資と捉えられた。このことから売却により巨額の現金を得ることは、両者にとってメリットがあった。

一方、飛田借家人の視点から見れば、公娼制度廃止後の不安定な状況下で営業を継続するためには土地建物の確保が死活問題であった。特に、阪上体制下の大土地が家賃の法外な値上げを要求し、さらに『古川本』には管理売春の告発という強硬手段を用いて営業を脅かしたという話もあり、借家人は大土地によって土地建物が所有されている状態そのものをリスクと認識せざるを得なかった。

その結果、借家人は自衛策として土地建物を自ら所有することで大土地の支配から脱却する道を選んだと考えられる。つまり、投資資金を得たい新体制下大土地による圧力のもとで、借家人は土地所有を選択「させられた」という側面が強く、ここに歪な形で利害の一致が成立した

のである。

(2) 大土地と飛田遊廓の歴史的転換点

本稿の分析対象となった一連の出来事は、大土地および飛田遊廓の歴史において決定的な転換点であった。

大土地の側から見れば、明治末期の内国勸業博覧会跡地開発に始まり、大正期の阪南土地合併を経て確立された遊廓の土地所有と賃貸というビジネスモデルが、阪上信章という異分子の介入と企業買収への傾斜によって、完全に終焉を迎えたことを意味する。

同時に、飛田遊廓の側から見れば、土地建物が単一の大土地の所有から、個々の借家人の所有へと分散したことを意味する。これは戦前の貸座敷という形態から、戦後の売春防止法施行（一九五八年完全施行）までの過渡期における赤線や、その後の「料亭」という名目による特殊飲食店街へと変容していく過程において、結果として営業者たちが土地建物という資本を自らの手に収め、より自律的かつ強固な営業基盤を確立する契機となったと言えよう。

さらに、こうした土地所有形態の転換が持つ実証的な意味については、第三章における土地台帳の分析結果が裏付けている。一九五一年四月に集中的に行われた大規模な分筆と所有権移転の記録は、それまで大土地という単一の資本によって一括管理されていた旧飛田遊廓地が、法的に細分化され、個々の営業者による私有地の集合体へと再編された過程を示している。

この台帳上に刻まれた地番の細分化こそが、現代まで続く飛田新地の空間的枠組みを規定したといえる。阪上体制下の大土地による強引な資産処分は、短期的には企業の投機資金捻出という極めて利己的な動機に

基づくものであった。しかし歴史的な帰結として見れば、この段階で大規模な土地の分筆が行われ、個々の業者が土地・建物の所有権を確保し、性売買営業の継続、業態の転換、外部デベロッパーによる開発といったことが起きた構造的転換といえよう。

すなわち、この大規模な土地の分筆こそが、現代まで続く飛田新地の空間的枠組みを決定づけた歴史的現象であったと総括できる。

おわりに

第一節 内容の要約

本稿では、戦後の大阪土地建物株式会社（大土地）を対象に、同社がかつての主要資産であった飛田遊廓の土地建物を売却するに至った経緯とその背景を、企業経営の視点から実証的に明らかにした。

第一章では、戦前の大土地が新世界の開発会社からスタートした後、一九二六年の阪南土地建物の合併を経て飛田遊廓地の賃貸業者へと変容する過程を確認した。しかし、戦時下の地代家賃統制令により、その収益構造は戦後に至るまで硬直化を余儀なくされていた。

第二章では、戦後の営業報告書を分析し、地代家賃統制令とインフレの板挟みによる経営難の実態を説明した。一九五〇年の資産再評価法による含み益の顕在化を機に、阪上信章が社長に就任すると、定款に「証券投資」を密かに追加し、一九五一年上期には旧飛田遊廓地の大部分を売却するという劇的な経営転換が行われたことを明らかにした。

第三章では、土地台帳と住宅地図を用いた分析により、一九五一年四月に山王町四丁目北部で大規模な分筆と売却が一斉に行われた事実を裏付けた。また、戦災を受けた南部の区域では、外部デベロッパーへの売却や小規模店舗用地の造成といった異なる開発が行われ、その後の展開を規定したことを明らかにした。

第四章および第五章では、新経営陣である阪上信章とその一派が、貝塚を中心とする泉州地域の地縁的・人的ネットワークで結ばれた集団であることを解明した。彼らは旧飛田遊廓地の売却益を原資として、十合、新内外綿、杉村倉庫、大阪製鎖造機といった企業への株式買い占めを次々と実行した。その過程では、小西寅松ら地元の有力者を仲裁人として利用するなど、強引な手法が採られたことを実証した。

第六章では、以上の分析を総合し、旧飛田遊廓地が売却された要因について考察した。売却は低収益資産の処分を望む旧来の経営的要請と、買収資金の獲得を狙う阪上体制の野望、そして大土地による支配からの脱却を図る借家人の自衛策という、三者の利害が特殊な状況下で一致した結果であったと結論付けた。すなわち、阪上による旧飛田遊廓地の売却は、単なる資産整理ではなく、戦後の混乱期における特殊な資本の論理によって断行された、企業買収のための戦略的換金であったのである。

第二節 研究の意義

本稿の意義は、以下の三点に集約される。

第一に、戦後の大阪土地建物株式会社に関する初の体系的な実証研究である点である。

従来の研究史において、大土地に関する記述は戦前期、特に新世界開発期に集中しており、戦後の動向は空白期間となっていた。本稿は、神戸大学経済経営研究所蔵の営業報告書や有価証券報告書といった一次史料を精査し、同社がいかにして「飛田遊廓」という特殊な資産を手放すに至ったのか、その過程を企業経営の動態から解明した。これにより、具体的な経営指標を背景として、大土地が飛田における賃貸業から離脱していくプロセスを実証的に提示することができた。

第二に、戦災と遊廓地の再開発過程について、土地建物の所有権の移動という事実に即して明らかにした点である。

土地台帳の分析を通じて、空襲により更地となった旧飛田遊廓地南部の復興・再開発の状況を詳細に追跡した。その結果、戦災を免れた区域では既存借家人への一斉売却が行われたのに対し、戦災を受けた区域で

は外部デベロッパーへの売却や、道路造成による小規模店舗群の形成といった、全く異なる開発が行われていた事実を解明した。これまで行政史や性風俗史の文脈で語られることの多かった遊廓の戦後史について、土地所有権の移動という物理的・経済的な側面に注目して論じたことは、これまでにない新たな試みであると言える。

第三に、企業史研究と遊廓史研究を架橋する横断的な視座を提示した点である。

本稿の成果として、一九五〇年前後に発生した阪上信章らによる株式買い占めと、その後の旧飛田遊廓地の売却が、資金および時期の両面において密接に連動していた事実を明らかにしたことがあげられる。

阪上体制下の大土地は旧飛田遊廓地を、含み益を持つ換金可能な資産と見做し、その売却益を原資として、十合や新内外綿といった企業の乗っ取りへと突き進んだ。すなわち、戦後の企業買収が、開発企業所有型遊廓からの「解放」と所有構造の変容を決定づけたのである。この両者を不可分なものとして捉え直した本稿の視座は、従来の遊廓研究、企業史研究の双方の枠組みを超えた新たな貢献となり得ると考えられる。

第三節 今後の課題

本稿に残された課題は、大きく分けて二点ある。

第一に、土地台帳分析の深化である。

本稿では、大土地から借家人への所有権移転および売却の事実に焦点を当てたが、土地を取得した旧借家人たちの属性や、その後の個々の土地利用の変遷については、十分に分析しきれなかった。一九五六年度の住宅地図⁽⁹⁸⁾など、未活用の資料を用いた更なるミクロな分析を行えば、より詳細な地域変容の過程を描き出せる余地が残されている。

第二に、借家人側の視点の解明である。

旧飛田遊廓地の売却劇において、大土地側の企業買収資金の獲得という論理は明らかにできたが、土地建物の買い手となった借家人側の論理については推測の域を出ていない。彼らがいかなる協議を経て、高額な買い取りに応じたのか、その内面的な動機や組織的な対応の実態は、一次史料の不足により十分に解明できていない。

この点が解明されれば、戦後の赤線化や特殊飲食店街への移行過程を、単なる法規制への対応としてだけでなく、土地家屋所有者となった彼らの生活と生存戦略という観点から、より立体的に捉え直すことが可能になるであろう。これは、経営主体・借家人主体の両面から戦後遊廓史を再構築するための重要な課題である。

註

- (1) 益田笑風「土地会社の経営・開発と『新世界』」大阪土地建物・阪南土地建物の営業報告書から―(大阪市立大学文学部卒業論文、二〇二三年度)。
 - (2) 『大阪府公報』号外(一九一六年四月一五日)。
 - (3) 『官報』第三三三三号(一九二七年一月二七日)。
 - (4) 『官報』第三八三七号(一九三九年一月一八日)。
 - (5) 徳尾野有成『新世界興隆史』(新世界興隆史刊行会、一九三四年)、三三〇頁。および、『大阪府市名譽職大鑑』第二編(自治名譽職協会、一九三五年)、四二四頁。以下、『興隆史』と略記する。
 - (6) 本章の分析は、特記なき限り、神戸大学経済経営研究所所蔵『大阪土地建物株式会社営業報告書』第六九回(一九四五年六月～一九四五年一月)から第七八回(一九五〇年一月～一九五一年五月)に基づいている。
 - (7) 『官報』第五八七六号(一九四六年八月一五日)。
 - (8) 『官報』第五九一三三三号(一九四六年九月二八日)。
 - (9) 山本晶子「戦時と戦後をつなぐ税―戦時補償特別税―」(国税庁税務大学校「NETWORK 租税史料」
<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/sozei/network/260.htm> (二〇二五年一月一三日閲覧))。同サイトによれば戦時補償特別税とは、政府が負った戦時補償の支払額に対して一〇〇%の税率で課税を行うことで、債務保証を事実上無効とした税である。
 - (10) 『官報』第六五二三三三号(一九四八年一月一日)。
 - (11) 大阪地方裁判所昭和三三年五月一五日判決(昭和二九年(わ)第四四七五号、業務上横領等被告事件)。ウエストロー・ジャパン(文献番号・一九六七W L J P C A〇八〇九〇〇〇一)、二〇二六年一月一二日閲覧。
 - (12) 今里土地株式会社の設立経緯については、『大阪電気軌道株式会社三十年史』(大阪電気軌道、一九四〇年)四七一頁を参照。同書によれば、一九二七年末、今里一帯が芸妓居住地に指定されたことを機に、
- 土地建物の売買や賃貸借を営むことを目的として一九二八年八月二五日に設立された大阪電気軌道の傍系会社である。
- (13) 神戸大学経済経営研究所所蔵『今里土地株式会社営業報告書』第四一期(一九四八年五月～同年一〇月)および第四三期(一九四九年五月～同年一〇月)。
 - (14) 黒阪雅之『今里新地十年史』(今里新地組合、一九四〇年)を指す。
 - (15) 神戸大学経済経営研究所所蔵『今里土地株式会社営業報告書』第二四期(一九三九年一月～一九四〇年四月)。
 - (16) 『商工経済』第四卷第一号(経済通信社、一九五一年一月)、四八項。
 - (17) 古川浩『会社問題の理論考察』(評論新聞社、一九五六年)、二二二頁。
 - (18) 『商工経済』第四卷第一号(経済通信社、一九五一年一月)、四三項、および、古川浩『会社問題の理論考察』(評論新聞社、一九五六年)、二五頁、二九頁。以下、本書を『商工経済』および『古川本』と略記する。
 - (19) 「西成区山王町四丁目」の記述『旧土地台帳』大阪法務局本局管内、『大阪市全商工住宅案内図帳・大阪市精密住宅地図 西成区』(住宅協会出版部、一九六二年)。および「固定資産地籍図」(大阪市「マップナビおおさか」<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/> 二〇二六年一月五日閲覧)に基づいている。
 - (20) 『官報』第六〇六一号(一九四七年三月二一日)。
 - (21) 『官報』第六七〇一〇号(一九四九年五月一九日)。
 - (22) 「大阪市街航空写真」(昭和一七年撮影、国土地理院「地図・空中写真閲覧サービス」所蔵)、および「米軍撮影空中写真」(一九四七年四月二六日撮影、国土地理院「地図・空中写真閲覧サービス」所蔵)。
 - (23) 大阪市政策企画室企画部『都市問題研究』第一〇巻三三三号(一九五八年)、四九頁。同誌では「スタンド」は「スタンド・バー」と包括して記述されている。また、西川驍『図集あたらしい商店』(彰国社、一九

五二年)、四〇頁の図面では、椅子を備えたカウンターを「スタンドバー」としている。以上のことから、本稿においては「スタンド」と「バー」を実質的に同一のものとして扱う。

(24)『興隆史』、一九七頁。

(25)北野吉彦「工事新着情報第4回報告」(クラウドファンディング「READYFOR」内「鯛よし百番」修復へ。飛田百番の魅力、歴史を未来につなぐために。』活動報告、<https://readyfor.jp/projects/micro-heritage-hyakuban/announcements/213227>、二〇二六年一月五日閲覧)。

(26)川端直正『西成区史』(西成区市域編入四〇周年記念事業委員会、一九六八年)、二八六頁。

(27)『職業別電話番号簿』(大阪市、一九六四年七月一日)。

(28)『興隆史』に基づいている。

(29)人事興信所編『人事興信録』第一三版下(人事興信所、一九四一年)、一三三七頁。

(30)『帝国銀行・会社要録』第三八版(帝国興信所、一九五七年)、お五〇頁。

(31)商工資料調査局出版部『全国商工名鑑』(商工資料調査局出版部、一九四八年)、五二二頁。

(32)前掲大阪地裁判決(昭二九(わ)第四七五号)。

(33)貝塚市臨時貝塚市史編纂部編『貝塚市史』第二卷(貝塚市、一九五七年)、四二四頁。

(34)前掲大阪地裁判決(昭二九(わ)第四七五号)。

(35)人事興信所『日本職員録』第七版(人事興信所、一九五八年)、三〇二頁。

(36)『帝国銀行・会社要録』第三八版(帝国興信所、一九五七年)、お五〇頁。

(37)商工省『全国工場通覧』昭和一五年版(日刊工業新聞社、一九四〇年)、二九七頁。

(38)人事興信所『人事興信録』第一七版上(人事興信所、一九五三年)、「さ」五五頁。

(39)前掲大阪地裁判決(昭二九(わ)第四七五号)。

(40)東京探偵社『東京紳士録』昭和三九年版(東京探偵社、一九六四年)、「さ」一二二頁。

(41)久保祐三郎『総会屋五十年』(評論新聞社、一九六五年)、巻末「続刊予定欄」。

(42)人事興信所編『人事興信録』第一八版上(人事興信所、一九五五年)、し五三頁。および神戸大学経済経営研究所所蔵『大阪製鎖造機株式会社営業報告書』第六六期(一九五三年一月)。

(43)『古川本』、二五頁。

(44)神戸大学経済経営研究所所蔵『大阪製鎖造機株式会社営業報告書』第六七期(一九五四年五月)。

(45)『会員名簿』(大阪外国語学校同窓会本部、一九四三年)、一五一頁。

(46)東京小間物化粧品商報社『小間物化粧品年鑑』(東京小間物化粧品商報社、一九三七年)。

(47)神戸大学経済経営研究所所蔵『大阪製鎖造機株式会社営業報告書』第六六期(一九五三年一月)。

(48)商工省『全国工場通覧』(日刊工業新聞社、一九三二年九月)、一三八頁。

(49)商工省『全国工場通覧』昭和八年七月版(日刊工業新聞社、一九三三年)、八九頁。

(50)大阪日日新聞社『日日總覧』一九四八年版(大阪日日新聞社、一九四八年)、二七一頁。

(51)『古川本』、二六頁。

(52)『線材と製品』(鉄鋼経済新報社、一九五九年)、一二二頁。

(53)『日本経済新報』第四卷第二九号(日本経済新報社、一九五一年一〇月)、同卷第三二号(同年十一月)、第五卷第一〇号(一九五二年四月)、同卷第一七号(同年六月)、同卷第一八号(同年六月)、同卷第二

- 二号（同年八月）、同卷第三二号（同年十一月）、第六卷第六号（一九五三年二月）、同卷第二二号（同年八月）、同卷第二四号（同年八月）、同卷第三〇号（同年一〇月）に基づく。
- (54) 『商工経済』第四号十一月号（経済通信社、一九五一年十一月）、四七頁。
- (55) 『実業の世界』第五〇巻六月号（実業之世界社、一九五三年六月）、一〇二頁。
- (56) 『日本経済新報』第五卷第一〇号（日本経済新報社、一九五二年四月）、三五頁。
- (57) 『日本経済新報』第五卷第一七号（日本経済新報社、一九五二年六月）、四三頁。
- (58) 『日本経済新報』第五卷第二二号（日本経済新報社、一九五二年八月）、三三頁。
- (59) 『日本経済新報』第六卷第二四号（日本経済新報社、一九五三年八月）、二五頁。
- (60) 中村隆英『昭和経済史』（岩波書店、一九八六年）、および大蔵省財政史室『昭和財政史―終戦から講和まで』（東洋経済新報社、一九七六年）を基にしている。
- (61) 本項は別記のない限り『株式会社そごう社史』（株式会社そごう、一九六九年）に基づいている。
- (62) 公正取引委員会『公正取引委員会年次報告』昭和二六年度（公正取引委員会、一九五一年）、四三頁。
- (63) 本項は神戸大学経済経営研究所蔵『十合株式会社営業報告書』第三七回（一九五一年九月〜一九五二年二月）。
- (64) 本項は神戸大学経済経営研究所蔵『十合株式会社有価証券報告書』第三六回（一九五一年八月）、第三七回（一九五二年二月）、第三八回（同年八月）に基づいている。
- (65) 『商工経済』第四号十一月号（経済通信社、一九五一年十一月）、四八頁。
- (66) 人事興信所『人事興信録』第一八版上（人事興信所、一九五五年）、「さ」六一頁。
- (67) 『株式会社そごう社史』（株式会社そごう、一九六九年）、三七四頁。
- (68) 『ダイヤモンド会社職員録』全上場会社版 一九五六年版（ダイヤモンド社、一九五六年）、六二七頁。
- (69) 同上、一九六〇年版（ダイヤモンド社、一九六〇年）、七四一頁。
- (70) 同上、一九六二年版（ダイヤモンド社、一九六二年）、一一八九頁。
- (71) 同上、一一八八頁。
- (72) 『古川本』、五五頁。
- (73) 本項は『新株発行目論見書』（十合株式会社、一九五二年四月二〇日）に基づいている。
- (74) 『商工経済』第四号十一月号（経済通信社、一九五一年十一月）、四八頁。
- (75) 『日本経済新報』第四卷第三三三三号（日本経済新報社、一九五一年一月）、二〇頁。
- (76) 『実業の世界』第六二巻第一〇号（実業之世界社、一九六五年一〇月）、八二頁。
- (77) 『高橋本』、八九頁、『古川本』、六七頁。
- (78) 本項は高橋弘『買占め』（ダイヤモンド社、一九六一年）に基づいている。
- (79) 本項は別記のない限り神戸大学経済経営研究所蔵『新内外綿株式会社有価証券報告書』第六回（一九五一年九月）、第七回（一九五二年三月）、第八回（一九五二年九月）に基づいている。
- (80) 内外綿株式会社『内外綿株式会社五十年史』（内外綿、一九三七年）、四九頁。
- (81) 社史編集委員会『杉村倉庫創業七十五年史』（一九七二年）、二六三頁。

- (82) 日本経済新聞社『会社年鑑』一九五三年版（日本経済新聞社、一九五三年）、五二八頁。
- (83) 『日本経済新報』第六卷第二四号（日本経済新報社、一九五三年八月）、二四頁、第六卷第三〇号（同年一〇月）、三二頁、第八号第三〇号（一九五五年一〇月）、五六頁。また、本節は別記のない限り当誌に基づいている。
- (84) 人事興信所『日本職員録』昭和二七年版（人事興信所、一九五二年）、七一頁。
- (85) 神戸大学経済経営研究所蔵『大阪製鎖造機株式会社営業報告書』第六三回報告書（一九五二年五月三一日）。
- (86) 同上、第六四回報告書（一九五二年一月三〇日）。
- (87) 衆議院・参議院編『議院制度百年史―衆議院議員名鑑』（大蔵省印刷局、一九九〇年）、二四三頁。
- (88) 「俠客」という記述については、『真相』第三六号（真相社、一九四九年十二月）、二七頁、および辻寛一『続・議員宿舎』（新小説社、一九五一年）、三四頁に「俠客代議士」と記されており、『毎日年鑑』（毎日新聞社、一九五〇年）、一二九頁には「天下の俠客をもつて任じている」と記されている。
- (89) 猪野健治『山口組の研究―日本最大の広域組織の内幕』（双葉社、一九八二年）、一〇〇頁。
- (90) 『古川本』、二五頁。
- (91) 南海泉州製線鋼索株式会社社史編集委員会『泉州貝塚にありて…南海泉州製線鋼索株式会社社史』（南海泉州製線鋼索株式会社、一九八三年）、「川崎久勝伝」。
- (92) 貝塚市臨時貝塚市史編纂部『貝塚市史』第二卷（貝塚市、一九五七年）、四二三頁。
- (93) 室井二二『商工仕入案内』昭和二二年版（大阪経済新聞社、一九四七年）、九二頁。
- (94) 武内甲子雄『代議士録…民主議員四六六人物の全貌紹介』（人事興信所、一九四六年）、一一四頁。
- (95) 『大阪証券取引所統計年報』昭和二四年版（大阪証券取引所調査部、一九五〇年）、七六頁。
- (96) 神戸大学経済経営研究所蔵『大阪土地建物株式会社営業報告書』第七六回報告書（一九四九年十二月―一九五〇年五月）。
- (97) 『古川本』、二六頁。
- (98) 『大阪市全住宅案内図帳』（住宅協会出版部、一九五六年）。

参考文献

【史料】

大阪外国語学校同窓会本部『会員名簿』（大阪外国語学校同窓会本部、一九四三年）

大阪市政企画室企画部「都市問題研究」『都市問題研究』第一〇卷三

号、一九五八年）

『大阪市全住宅案内図帳』（住宅協会出版部、一九五六年）

『大阪市全商工住宅案内図帳・大阪市精密住宅地図 西成区』（住宅協会出版部、一九六二年）

『大阪証券取引所統計年報』昭和二四年版（大阪証券取引所調査部、一九五〇年）

『大阪製鎖造機株式会社営業報告書』各期（神戸大学経済経営研究所所蔵）

大阪地方裁判所昭和三三年五月一日判決（昭和二九年（わ）第四四七五号、業務上横領等被告事件）

大阪電気軌道株式会社『大阪電気軌道株式会社三十年史』（大阪電気軌道、一九四〇年）

『大阪土地建物株式会社営業報告書』各期（神戸大学経済経営研究所所蔵）

大阪日日新聞社『日日總覽』一九四八年版（大阪日日新聞社、一九四八年）

『大阪府公図』（大阪法務局本局管内、昭和三〇年代）

『大阪府公報』号外（一九一六年四月一日）

『大阪府市名誉職大鑑』第二編（自治名誉職協会、一九三五年）。

『官報』各号（大蔵省印刷局）

『旧土地台帳』（大阪法務局本局管内）

経済通信社『商工経済』各号（経済通信社）

公正取引委員会『公正取引委員会年次報告』昭和二六年度（公正取引委員会、一九五一年）

『固定資産地籍図』（大阪市「マップナビおおさか」）

国土地理院「地図・空中写真閲覧サービス」（一九四二年、一九四七年撮影空中写真）

『今里土地株式会社営業報告書』各期（神戸大学経済経営研究所所蔵）

『実業の世界』各号（実業之世界社）

『真相』第三六号（真相社、一九四九年）

「新株発行目論見書」（十合株式会社、一九五二年四月二〇日）

『十合株式会社営業報告書』および『有価証券報告書』各期（神戸大学経済経営研究所所蔵）

商工省『全国工場通覧』（日刊工業新聞社、一九三一年、一九三三年、一九四〇年）

商工資料調査局出版部『全國商工名鑑』（商工資料調査局出版部、一九四八年）

『新内外綿株式会社有価証券報告書』各期（神戸大学経済経営研究所所蔵）

杉村倉庫社史編集委員会『杉村倉庫創業七十五年史』（杉村倉庫、一九七二年）

『線材と製品』（鉄鋼経済新報社、一九五九年）

人事興信所編『人事興信録』各版（人事興信所）

人事興信所編『日本職員録』（人事興信所、一九五二年、一九五八年）

衆議院・参議院編『議會制度百年史―衆議院議員名鑑』(大蔵省印刷局、一九九〇年)

『職業別電話番号簿』(大阪市、一九六四年)

武内甲子雄『代議士録…民主議員四六六人物の全貌紹介』(人事興信所、一九四六年)

『ダイヤモンド会社職員録』全上場会社版(ダイヤモンド社、一九五六年、一九六〇年、一九六二年)

辻寛一『続・議員宿舎』(新小説社、一九五一年)

帝国興信所『帝国銀行・会社要録』第三八版(帝国興信所、一九五七年)

東京小間物化粧品商報社『小間物化粧品年鑑』(東京小間物化粧品商報社、一九三七年)

東京探偵社『東京紳士録』昭和三十九年版(東京探偵社、一九六四年)

内海綿株式会社『内外綿株式会社五十年史』(内海綿、一九三七年)

南海泉州製線鋼索株式会社社史編集委員会『泉州貝塚にありて…南海泉州製線鋼索株式会社社史』(南海泉州製線鋼索株式会社、一九八三年)

日刊工業新聞社『日本經濟新報』各号(日本經濟新報社)

日本經濟新聞社『会社年鑑』一九五三年版(日本經濟新聞社、一九五三年)

西川驍『図集あたらしい商店』(彰国社、一九五二年)

毎日新聞社『毎日年鑑』(毎日新聞社、一九五〇年)

室井二一『商工仕入案内』昭和二二年版(大阪經濟新聞社、一九四七年)

【参考文献】

猪野健治『山口組の研究…日本最大の広域組織の内幕』（双葉社、一九八二年）

大蔵省財政史室編『昭和財政史―終戦から講和まで』（東洋経済新報社、一貝塚市臨時貝塚市史編纂部編『貝塚市史』第二卷（貝塚市、一九五七年）

川端直正『西成区史』（西成区市域編入四〇周年記念事業委員会、一九六八年）

北野吉彦「工事新着情報第四回報告」（クラウドファンディング

「READYFOR」内活動報告、二〇二二年）

久保祐三郎『総会屋五十年』（評論新聞社、一九六五年）

黒阪雅之『今里新地十年史』（今里新地組合、一九四〇年）

高橋弘『買占め』（ダイヤモンド社、一九六一年）

徳尾野有成『新世界興隆史』（新世界興隆史刊行会、一九三四年）

中村隆英『昭和経済史』（岩波書店、一九八六年）

西井清「記事名」（『実業の世界』第六二巻第一〇号、一九六五年）

古川浩『会社問題の理論考察』（評論新聞社、一九五六年）

益田笑風「土地会社の経営・開発と『新世界』―大阪土地建物・阪南土地

建物の営業報告書から―」（大阪市立大学文学部卒業論文、二〇二三年度）

山本晶子「戦時と戦後をつなぐ税―戦時補償特別税―」（国税庁税務大学校

「NETWORK 租税史料」）

図表編(図2、表2、3、7は別紙付属)

表1 大土地における資産項目の変遷と内訳(第77回・第78回営業報告書より) 単位: 円

区分	1950年11月30日 (第77回)時点	1951年5月31日 (第78回)時点	差額
土地	106,722,763.45	27,771,735.80	-78,951,027.65
建物	22,633,299.50	5,224,888.50	-17,408,411.00
土地+建物	129,356,062.95	32,996,624.30	-96,359,438.65
什器	15,842.00	2,080,724.00	2,064,882.00
有価証券	1,942,020.00	27,705,107.50	25,763,087.50
貸付金	210,000.00	14,626,900.00	14,416,900.00
未収入金勘定	6,158,607.51	3,159,887.94	-2,998,719.57
過払金	1,205,862.24	99,632.24	-1,106,230.00
預金	3,179,305.02	1,615,962.50	-1,563,342.52
現金	252,553.16	41,917,625.91	41,665,072.75
総資産	142,320,252.84	134,202,464.39	-8,117,788.45

備考: 神戸大学経済経営研究所所蔵『大阪土地建物株式会社営業報告書』第77回(1950年6月～1950年10月)および第78回(1950年11月～1951年5月)掲載の貸借対照表より作成。

※土地+建物という項目については独自に追加している。

表4 大土地歴代社長の経歴

人物	社長就任期間	経歴
初代 土居通夫	～1919年	日本生命や京阪電気鉄道などの重役を歴任した明治期を代表する財界人。
2代目 宮崎敬介	～1927年	堂島米穀取引所支配人や市会議員を務めた。大土地の設立者。
3代目 角源泉	～1929年	台湾総督府通信局長や大阪市電気局長を経て今里土地会社の初代取締役を務めた。
4代目 上田忠三郎	～1937年	難波新地総代を務め阪南土地建物の社長を務めた先代の養子。
5代目 西田正俊	～1950年	初期からの役員の養子で、阪堺電機や大阪港土地の社長を務めた実績を持つ。

備考: 『新世界興隆史』より作成。

表 5 阪上系役員の経歴

人物	阪上信章との関係	経歴
阪上忠雄	阪上家長男	1948年、弟の信章が設立した南海工業の社長を務める。1950年4月より大土地監査役に就任（～1954年9月）。1953年頃より貝塚市議会議員を務め、市史に有功者として掲載されている。弟と同様に1954年に起訴され、業務上横領等の罪で懲役2年の有罪判決を受けた。
阪上信章	阪上家次男	1938年5月に地元貝塚で阪上織布を設立し代表に就任。1946年3月にはワイヤーロープ製造を主業とする南海工業を設立し取締役役に就任している。1950年4月より大土地取締役となり、同年6月29日に社長に就任した（～1954年9月）。後に十合や新内外綿の株買い占め事件で経済界を騒がせる中心人物である。1954年に架空取引や粉飾決算、着服が発覚し、同年5月15日に大阪地裁にて業務上横領等の罪で懲役1年6か月の有罪判決を受けている。
下條正夫	阪上家三男	阪上家の三男で下條秀雄の養子。1936年に今宮工業高校を卒業し、大阪府総務部勤務を経て1942年より鋼索硬鋼線製造業を創業*註。1950年6月より大土地常務取締役役に就任した（～1954年9月）。後に大阪製鎖造機へ乗り込み、1953年6月より社長を務めている。
宮下好季	阪上信章の義弟	『古川本』のみの記載に留まるが住友銀行貝塚支店に勤務していた。1948年より南海工業取締役を務める。1950年7月15日より大土地取締役に就任した（～1955年9月）。後に大阪製鎖造機の取締役も兼任している。
西出利一郎	阪上信章の義兄	阪上信章の義兄（妻の兄）。1928年大阪外国語大学卒業後、中山太陽堂やその傍系会社を経て、1944年5月に東洋製鋼に入社。1950年7月15日より大土地取締役に就任した（～1954年9月）。
川崎由松	同郷の同業者	1929年より父が営む川崎織布工場の分工場代表を務める。同工場は貝塚市南部の西葛城村に位置しており、同じく貝塚で織布工場を営む阪上とは同業者としての接点があったと考えられる。1950年7月15日より大土地取締役に就任。
溝尾治在衛門	阪上信章の学友か	『古川本』のみの記載に留まるが、阪上信章の小学校時代からの学友で、「小西寅松という貝塚方面の侠客とやらの幹兄（ママ。乾兄か）」とされる。1950年7月15日より大土地取締役、翌年より監査役を務めた（～1954年9月）。

備考：『人事興信録』『日本会社録』などの名鑑類、各社の有価証券報告書、大阪地方裁判所判決文（1954年5月15日）、古川浩『会社問題の理論考察』ほか、本文註(28)～(50)に掲げた各史料に基づき作成。詳細は本文註を参照。

表 6 大土地が買い占めを行った企業の株価変遷（1950年前後）

単位：円

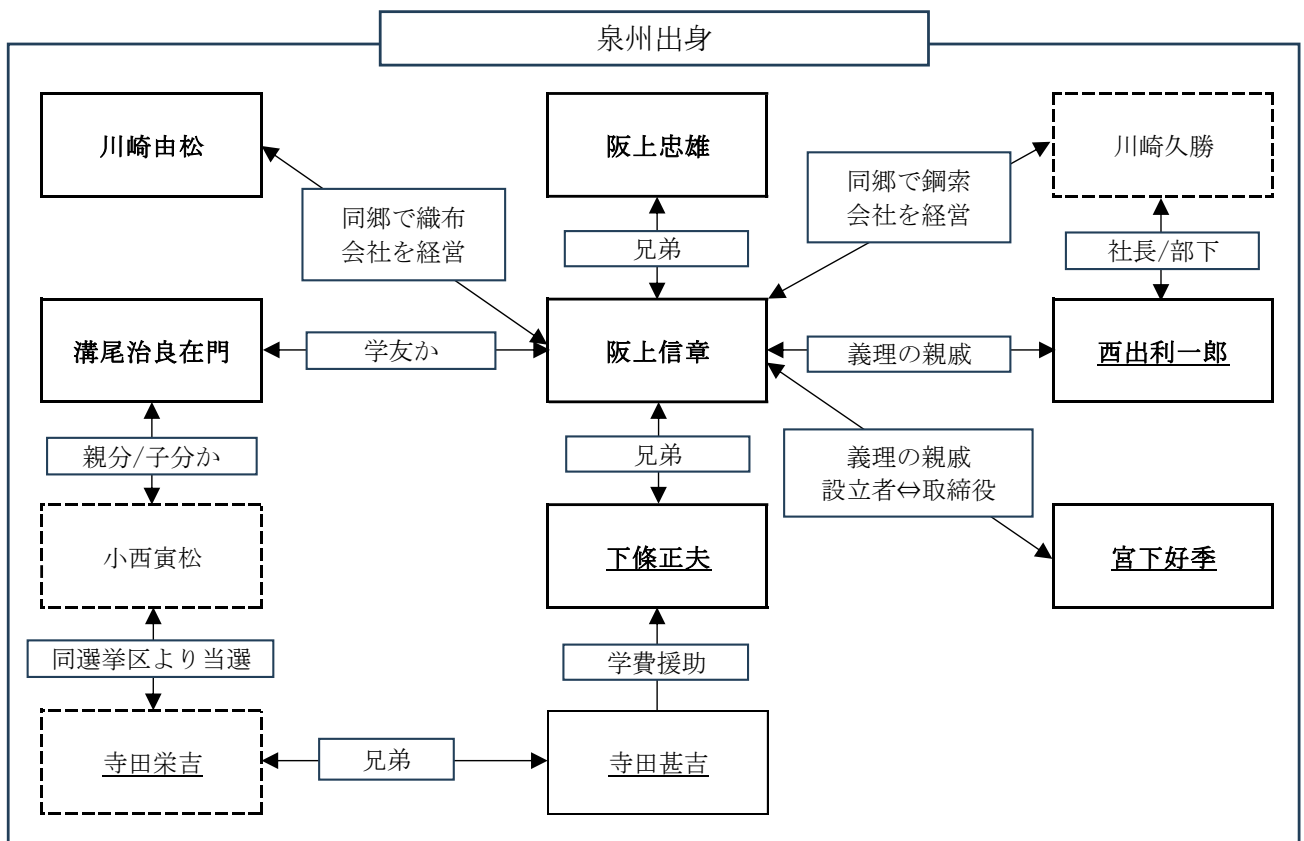
年月／企業	1949. 8	9	10	11	12	1951. 1	2	3	4	5	6
大阪土地建物	55	70	78	116	135	記載なし					
新内外綿	記載なし					52. 5	73	85	85	127	164
十合	67	70	58	53	53	55	67	67	79	226	取引停止
大阪製鎖造機	40	40	33	30	27	25	27	43	36. 1	37. 1	48
杉村倉庫	175	185	138	88	69	43	52	50	47. 1	85	79. 9

備考：網掛けの時期に買い占めが行われていたと考えられる。

『大阪証券取引所統計年報』昭和二十四年度、同二十六年度、同二十七年度（大阪証券取引所調査部、1950年・1952年・1953年）より作成。

	1951. 7	8	9	10	11	12	1952. 1	2	3	4	5	6
大阪土地建物	記載なし		上場廃止									
新内外綿	107	105	119	100	105	95	85. 99	94. 49	88. 16	78. 48	87. 99	96. 28
十合	取引停止				243	298	335. 94	320. 81	278. 64	267. 66	126. 27	131. 48
大阪製鎖造機	39	41	42	42	39. 9	38. 9	51. 59	71. 87	63. 23	68. 68	80. 91	111. 07
杉村倉庫	68	66	69	83	68	60	67. 2	67. 77	71. 29	86. 1	122	131. 67

図1 阪上系役員と大土地が依頼した仲裁人の相関図



備考：『人事興信録』等の名鑑類、各社の営業報告書、大阪地方裁判所判決文（1954年5月15日）、古川浩『会社問題の理論考察』、衆議院議員名鑑、および各社の社史ほか、本文註(29)～(50)および(84)～(91)に掲げた各史料に基づき作成。
 太字…大土地の役員。
 点線囲み…大土地の調停人。
 下線…大阪製鎖造機役員。